委 託 団 体 と の 受 託 協 定

目　次

1　標準協定文に関する達　建設基本協定 41

1－2　委託協定補足説明事項書　建設基本協定用 48

2　標準協定文に関する達　建設実施協定 54

2－2　委託協定補足説明事項書　建設実施協定用 57

3　標準協定文に関する達　建設協定 62

3－2　委託協定補足説明事項書　建設協定用 70

4　標準協定文に関する達　実施設計協定 77

4－2　委託協定補足説明事項書　実施設計協定用 84

5　標準協定文に関する達　計画設計協定 88

5－2　委託協定補足説明事項書　計画設計協定用 94

6　標準協定文に関する達　技術的援助協定 98

6－2　委託協定補足説明事項書　業務委託を伴う技術的援助協定用 109

6－3　委託協定補足説明事項書　業務委託を伴わない技術的援助協定用 .. 113

標準協定一覧

区分	適用範囲
標準協定　１ 建設基本協定	複数の建設工事を複数年にわたって受託し、当初に共通的事項の取り決めを行う場合にかかるもの
標準協定１−２ ＤＢ方式建設基本協定（記載省略）	設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）を含む複数の建設工事を複数年にわたって受託し、当初に共通的事項の取り決めを行う場合にかかるもの
標準協定　２ 建設実施協定	標準協定１により建設基本協定を締結した場合における、当初の予算年度ごとの個別的事項の取り決めにかかるもの
標準協定２−２ ＤＢ方式建設実施協定（記載省略）	標準協定１ − ２により建設基本協定を締結した場合における、当初の予算年度ごとの個別的事項の取り決めにかかるもの
標準協定　３ 建設基本協定 （記載省略）	複数の建設工事を複数年にわたって受託し、当初に共通的事項（着手予定及び完成予定並びに予定概算金額を除く。）の取り決めを行う場合にかかるもの
標準協定　４ 建設実施協定 （記載省略）	標準協定３により建設基本協定を締結した場合における、当初の予算年度ごとの個別的事項の取り決めにかかるもの
標準協定　５ 建設協定	建設工事を受託する場合にかかるもの。但し、標準協定１又は３により建設基本協定を締結する場合を除く
標準協定５−２ ＤＢ方式建設協定 （記載省略）	設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）の建設工事を受託する場合にかかるもの。但し、標準協定１−２によりＤＢ方式建設基本協定を締結する場合を除く
標準協定　６ 実施設計協定	実施設計の作成を受託する場合にかかるもの
標準協定　７ 計画設計協定	基本構想、事業計画、浸水対策計画及びその他の各種下水道計画の作成を受託する場合にかかるもの
標準協定　８ （記載省略）	工事の監督管理を受託する場合にかかるもの
標準協定　９ 業務委託を伴う 技術的援助協定	下水道施設の再構築、耐震診断、下水道経営支援、その他技術的援助に関する業務を受託する場合において業務委託を伴うもの
標準協定９−２ 業務委託を伴わない 技術的援助協定	下水道施設の再構築、耐震診断、下水道経営支援、その他技術的援助に関する業務を受託する場合において業務委託を伴わないもの
標準協定９−３ ＡＭＤＢ利用協定	ＡＭＤＢ（アセットマネジメントデータベース）利用にかかるもの

1　標準協定文に関する達　建設基本協定

標　　準　　協　　定　　1

【施設の名称】の建設工事委託に関する基本協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、【施設の名称】の建設工事（以下「本建設工事」という。）の委託に関する基本的事項について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条　本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（適用）

第2条　本協定に定める事項は、本協定の有効期間中、本実施協定（次条に定義する。）に共通に適用する。但し、本実施協定において本協定と異なる事項を定めたときは、本実施協定の定めが優先して適用される。

（建設実施協定）

第3条　委託者と受託者とは、本協定を履行するため、本工事請負契約（第 11 条第 1 項に定義する。以下同じ。）の締結に際し計上する当初の予算年度ごとに、本建設工事の内容及び範囲、完成期限、費用、目的物の引渡しその他の必要な事項について定める建設実施協定（以下「本実施協定」という。）を締結するものとする。

（建設工事の委託）

第4条　委託者は、受託者に対し、各年度の予算に計上する範囲内において本建設工事を委託し、受託者は、本実施協定、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書をいう。以下同じ。）及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本建設工事を施行するものとする。

２　受託者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

一　本建設工事の発注

二　本建設工事の施工管理

三　本建設工事の検査

３　本建設工事の目的物（以下「工事目的物」という。）及び内容は、別記のとおりとする。

４　設計図書を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（着手予定及び完成予定）

第5条　本建設工事の着手予定は●年度とし、完成予定は●年度とする。

２　委託者は、前項の着手予定年度に本建設工事に着手し、同項の完成予定年度までに完成させるため、各年度において必要な予算の計上（本建設工事に係る補助金若しくは交付金（以下総称して「補助金等」という。）の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。また、委託者は、本建設工事の内容及び本工事請負契約に定める工期により、本実施協定に定める完成期限前に工事目的物の全部又は一部の引渡しが行われる場合があることを予め承諾する。

３　第１項の着手予定年度及び完成予定年度は、設計図書の変更、入札の不調又は不落、本工事請負契約に定める工期の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の着手予定年度及び完成予定年度を定めるものとする。

（予定概算金額）

第6条　本建設工事に係る費用（以下「本事業費」という。）の予定概算金額は、金***, ***, ***円（消

費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、本事業費は、本工事請負契約に基づく請負代金（以下「本工事費」という。）、第８条に定める計画の通知、工事の完了の通知及び特定工程に係る工事の終了の通知に係る各手数料並びに受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

２　設計図書の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本工事費の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、予定概算金額又は第４条第３項に定める工事目的物及び本建設工事の内容を変更するものとする。

（工事用地の確保等）

第7条　委託者は、工事用地その他設計図書において定められた本建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受託者が本建設工事の施工上必要とする日までに確保し、また、工事用地等の関係者（地下埋設物、架空線等の所有者又は管理者を含む。）との調整及び損失補償（工事用地等の取得又は利用に係る補償並びに本建設工事の施工に伴って発生する地盤変動補償、水枯渇補償、営業補償及び漁業補償を含むが、これらに限られない。）に係る一切の対応（本建設工事の着手前又は完成後において、受託者の責めに帰することができない損害が発生した場合の調査等を含む。）をその責任において実施しなければならない。

（行政上の手続）

第8条　本建設工事を施行するため必要となる一切の行政上の手続（本建設工事の施行に関する委託者の議会、委員会及び住民等に対する説明、公有財産の処分に係る手続並びに補助金等の交付申請等に係る手続を含むが、これらに限られない。但し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第２項の規定に基づく計画の通知、同条第16項の規定に基づく工事の完了の通知及び同条第19項の規定に基づく特定工程に係る工事の終了の通知を除く。）は、別途委託者と受託者とが協議して定めるものを除き、委託者がその責任において行うものとする。

（事業費の支払）

第9条　委託者は、本事業費の全額を負担するものとし、本実施協定に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

（報告）

第 10 条　委託者は、本建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設業者との工事請負契約等）

第 11 条　受託者は、本建設工事に関し、建設業者との間で工事請負契約（以下（二以上の工事請負契約を締結する場合は文脈に応じて個別に又は総称して）「本工事請負契約」という。）を締結し、当該建設業者（以下「本建設業者」という。）に本建設工事を実施させるものとする。受託者は、本工事請負契約を締結したときは、その概要及び本工事費の内訳等を速やかに委託者に通知するものとする。

２　受託者は、本工事請負契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。

一　本建設業者（共同企業体にあっては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設業者は、受託者に対し、違約金として、本工事費の●％に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。

イ　本工事請負契約に関し、本建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は本建設業者が構成員となっている事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設業者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。

ロ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設業者又は本建設業者が構成員となっている事業者団体（以下「本建設業者等」という。）に対して行われたときは、本建設業者等に対する命令で確定したものをいい、本建設業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本工事請負契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ　上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設業者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本工事請負契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ　本工事請負契約に関し、本建設業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。第５号ロにおいて同じ。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

二　本建設業者が前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設業者は、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息（年●％の割合で計算した額）を受託者に支払わなければならないこと。

三　本建設業者は、本工事請負契約の履行を理由として、第１号に定める違約金の支払を免れることができないこと。

四　受託者は、本建設業者に通知することにより、受託者に本工事請負契約に係る工事目的物の建設等を委託した地方公共団体等に、第１号に定める違約金及び第２号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。

五　本工事請負契約に関し、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設業者は、受託者の請求に基づき、第１号に規定する違約金のほか、本工事費の●％に相当する額を違約金として受託者の指定する期間内に支払わなければならないこと。

イ　第１号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

ロ　第１号ロに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号ニに規定する刑に係る確定判決において、本建設業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

六　第１号及び前号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

［注１］委託団体との協議により第１号及び第５号の違約金の率を予め定めない場合は、第１号中「として、本工事費の●％に相当する額」を削り、第１号ニ中「第５号ロにおいて同じ。」を削り、第５号及び第６号を削る。

［注２］委託団体との協議により第１号の違約金の率は予め定めるが、第５号の違約金の率を定めない場合は、第１号ニ中「第５号ロにおいて同じ。」を削り、第５号を削り、第６号中「前号」を削り、同号を第５号とする。

３　受託者は、違約金条項に基づき本建設業者に対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。

４　受託者は、本建設業者から違約金条項に基づき違約金（第２項第２号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。）の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。

５　受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

（一般的損害）

第12条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本建設工事の施行に関して生じた損害（次条又は第14条第1項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第13条　本建設工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、本建設工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。但し、その損害のうち本建設工事の施行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

（不可抗力による損害）

第14条　工事目的物の引渡し前に、天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、設計図書又は一般仕様書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受託者は、直ちに調査を行い、当該損害の状況を確認し、その結果を委託者に通知しなければならない。

２　受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、当該損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

（委託者の催告による解除権）

第15条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定、本実施協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　正当な理由なく、完成期限内に本建設工事を完成しないとき又は完成期限経過後相当の期間内に本建設工事を完成する見込みがないと認められるとき。

二　前号に掲げる場合のほか、本協定又は本実施協定に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第16条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

一　工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

二　受託者が工事目的物の完成に係る債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。

四　工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六　第18条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。

七　本工事請負契約の締結に当たり、本建設業者（共同企業体にあっては、その構成員をいう。）がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

イ　役員等（本建設業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する

事務所の代表者その他経営者が実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八　受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本工事請負契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 17 条　第 15 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第 18 条　受託者は、委託者が本協定又は本実施協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定、本実施協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条　前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 20 条　委託者は、本協定が本建設工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を完成認定の上、当該完成認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、工事目的物の引渡しに関する本実施協定の規定を準用する。

２　前項の場合において、本実施協定の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の出来形部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第 21 条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　正当な理由なく、完成期限内に本建設工事を完成することができないとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　前項各号に定める場合が本協定、本実施協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

３　第１項第１号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から一部引渡しを受けた部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●％の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第 22 条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定、本実施協定及び取引上の社会通念

に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第18条の規定により本協定が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　本実施協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●％の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（秘密保持）

第23条　委託者及び受託者は、本協定及び本実施協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定及び本実施協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定及び本実施協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

２　委託者及び受託者は、本建設工事に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

（端数計算）

第24条　金銭の計算において、１円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

（協定の変更）

第25条　本協定又は本実施協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

（有効期間）

第26条　本協定は、本実施協定に基づく本事業費の精算の全てが完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

２　前項の規定にかかわらず、第11条第３項から第５項まで、第21条から第23条まで並びに本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

（協議事項）

第27条　本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

____年____月____日

委託者　【住所】
【地方公共団体の名称】
代表者　【役職】【氏名】(印)

受託者　【住所】
日本下水道事業団
代表者　理事長【氏名】(印)

(別記)

建設工事の目的物及び内容

1　建設工事の目的物

(1) 終末処理場

名　　称　　【地方公共団体の名称】公共下水道_____終末処理場

位　　置　　【所在地】

排除方式　_____流式（一部____流式）

処理方式　_____法

処理能力　全体　_____m³/日

　　今回　_____m³/日

(2) ポンプ場

名　　称　　【地方公共団体の名称】公共下水道_____ポンプ場

位　　置　　【所在地】

排除方式　_____流式（一部____流式）

処理能力　全体　_____m³/分又は秒

　　今回　_____m³/分又は秒

(3) 管渠

名　　称　　【地方公共団体の名称】公共下水道_____管渠

位　　置　　起点【所在地】　　終点【所在地】

延　　長　　_____m

2　建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場					
ポンプ場					
管渠					

※ 総合試運転を行う場合は、各施設の備考欄に「総合試運転実施」と記載すること。

1-2　委託協定補足説明事項書　建設基本協定用

標準協定1（建設基本協定用）　建設工事委託協定補足説明事項書

この「建設工事委託協定補足説明事項書（建設基本協定用）」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定１」とあわせて内容をご確認ください。
なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「ＪＳ」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

１．委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

ＪＳと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。
委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており（コンメンタール民法）、建設工事の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からＪＳに委託された工事等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。
ただ下水道施設（目的物等）を完成させ引渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。
また委託協定は、ＪＳの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とＪＳは対等な立場で締結することとしています。

(2) 建設基本協定の協定締結方法

建設基本協定は、２年度以上にわたる建設工事を受託する場合、その工事全体についての事業費総額及び完成予定年度をあらかじめ取り決めるための協定です。そのため建設基本協定だけではＪＳは建設工事を発注することはできませんので、建設基本協定とは別に年度ごとの事業費等についての細目を取り決めた建設実施協定を締結する必要があります。
なお、建設実施協定の協定締結等に伴い、建設基本協定で定めた事業費総額が超過する場合及び完成予定年度が延伸する場合は、建設基本協定の変更が必要となります。このため建設基本協定について議会の議決を得ている場合は、議会の変更議決を得なくてはならないことになりますので、留意願います。

２．建設実施協定（標準協定３条関係）

(1) 建設実施協定（複数工事、債務負担行為がある場合も含む）の協定締結方法

建設実施協定は、原則として工事を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、建設実施協定を１回締結すれば足りるものです。なお、債務負担行為がある場合、完成は翌年度以降となり、支払いは２か年以上にわたることになります。また、発注工事単位で締結するものではなく、同一年度に複数の建設工事を発注する場合でも、１回の協定締結となります。

３．建設工事の委託（標準協定４条関係）

(1) 委託者が指示する設計図書の位置づけ

建設工事については、ＪＳが独自に施行するものではなく、必ず委託団体からの委託に基づいて、その委託の範囲内においてのみ施行するという意味で、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書。）に従い建設工事を実施することとしています。

(2) 指名停止業者及び地元下請業者等の対応（基本協定時は参考として掲載）

ＪＳが建設工事を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してＪＳの会計規程等に基づき行われますが、次の取扱いについては、委託団体から文書による要請を受けることもできます。要請事項がある場合は、入札公告資料に反映させる必要があるため、本協定締結

時までに要請願います。

・委託団体が指名停止を行っている業者を契約の相手方として選定しないこと

・地元下請業者等の対応

(3) 工事入札の参加要件(基本協定時は参考として掲載)

入札不調を防止する観点から、競争参加要件を緩和（JV（特定建設共同企業体）だけではなく単体企業でも参加可能、地域要件の拡大）することを必要に応じて相談いたします。

(4) 発注見通し及び工事公告情報の掲載(基本協定時は参考として掲載)

ＪＳが発注する工事の発注見通しや公告情報を委託団体の庁舎内やホームページ上に掲載することも有効な入札不調対策につながるのでご協力お願いします。なお、発注見通しの公表については、可能な限り早期に公表することが効果的なことから、ＪＳが発表する発注見通しについては、本協定締結前に公表します。

(5) 停止条件付の工事発注(基本協定時は参考として掲載)

入札不調対策、建設工事の早期契約を目的として、停止条件付（協定締結前に公告し、協定締結後に工事契約を行うもの）で発注することが可能ですので、ＪＳからの提案又は委託団体からの要請に基づき協議し、実施しますので積極的な活用を検討してください。

(6) 余裕期間を設けた工事発注(基本協定時は参考として掲載)

入札不調対策として、全工期の 30%かつ４ヵ月を限度として、工事着手時期を受注者が任意に定められる方式を採用することができます。引渡し時期まで余裕がある場合は、本方式で発注することとしています。その際は、事前に説明を行うこととしています。

４．着手予定及び完成予定（標準協定５条関係）

(1) 適切な工期設定

入札不調対策として、工事内容に応じた適切な工期設定が重要です。過度に短い工期のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる工期は入札不調に繋がります。また、不当に短い工期で発注した場合、建設業法に反する行為として国土交通大臣から発注者が是正勧告を受けることがあります。以上のことから、状況に応じて工事発注前に繰越措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

○建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)(抄)

(著しく短い工期の禁止)

第 19 条の5 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

(発注者に対する勧告等)

第 19 条の6 略

2 建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 略

(2) 完成期限前の引渡し

工事の内容や工事請負契約に定める工期によっては、完成期限前の完成、引渡しが発生する可能性があります。その際は、事前に説明を行うこととしています。

(3) 完成予定を変更する場合の留意点

完成予定が本協定どおりにいかないことがあり得ます。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による工事の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、本協定第５条第３項の規定により、委託団体とＪＳが協議して、この協定を変更することになりますが、その際、完成予定年度についても議会の議決を得ている場合は、議会の変更議決を得なくてはならないことになりますので、留意願います。

５．予定概算金額（標準協定６条関係）

(1) 繰越承認額と翌年度予算額を合わせた額で工事発注する場合の留意点

協定締結後、翌年度へ繰越す額（ＪＳが定める管理諸費を含む。以下「繰越翌債承認額」という。）と、翌年度予算額を合計した事業費で翌年度に工事発注し、実際の工事が工事発注年度の出来高予定額に達していないことから、繰越翌債承認額を前払金として全額充当することにより、繰越翌債承認額に係る工事の出来高が達成したものとして扱うことがありましたが、このような処理は認められていません。

また、繰越翌債承認額と翌年度予算額を合算して工事発注する場合、繰越翌債承認額を工事発注年度の翌年度に繰越す際に委託団体が事故繰越の手続きをせずに明許繰越の手続きを取り、年度経過後も引き続き工事等が施工されていたときは、委託団体は国など（補助主体）から補助金の交付決定の取消及び返還の措置を命ぜられるおそれがあります。

ＪＳでは、建設工事の進捗を適正に管理報告するため、本協定において、繰越翌債承認額に係る事業分の事業費と、発注年度予算に係る事業分の事業費との区分を明確に行いますので、不測の事態により繰越を行う場合には、委託団体において、繰越翌債承認額に係る事業分は事故繰越、発注年度予算に係る事業分は明許繰越の手続きを行う必要があることに留意してください。なお、JS では翌債という言葉を使っていますが、委託団体は全て繰越しと言うことが一般的であることから、この点も留意してください。

【繰越しと翌債の一般的定義】

繰越し＝年度内に支出を完了しなかった経費は不用額として処理するのが原則であるが、
原則通りの処理が非効率・不経済な場合、一定の条件のもと、翌年度に繰り越して
使用する制度（事故繰越し、明許繰越し、継続費の年割額の逓次繰越し等）。

翌債＝繰越明許費に係る翌年度に渡る債務の負担制度の略称。なお、JS においては協定を
締結し、その事業費の一部又は全部を翌年度に繰り越し、工事の発注等も翌年度に行う
場合も含むものです。

【記載例】（別記）２　建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場	沈砂池 ポンプ棟	耐震補強工事 機械設備工事 電気設備工事	15,000㎥/日	一式 一式 一式	耐震補強工事の一部は令和５年度事業費繰越翌債承認額で実施する

(2) 予定概算金額を変更する場合の留意点

毎年度具体的に工事を執行する額は、本協定に基づいて別に毎年度締結する建設実施協定によって定まります。毎年度の実施額の累計額がこの協定で定める予定概算金額を超えることとなるときは、本協定第２条の規定により、建設実施協定で定める事業費が優先して適用されることとなりますが、委託団体において本協定第６条第２項の規定に基づいて予定概算金額の変更を行う必要があります。実際の予定概算金額とずれが生じる主な原因としては、設計内容の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調・不落、工事費の変更等が考えられます。なお、予定概算金額が議会の議決を要する額を下回ることとなるときは、議会の議決を得る必要はないものと考えますが、委託団体の意向に応じ対応します。

(3) 予定概算金額の算定及び変更

入札の不調・不落に伴う見積活用方式の採用や施工中に予期せぬ事象が発生し、工期の延長や現場の設計内容の変更等により工事費が増加することがしばしば起こることから、当初協定にそれらのリスクを加味した事業費及び工期を設定することや、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。なお、建設工事の実施中に現

場の施工条件の相違が生じた場合等において、ＪＳの請負契約で採用する「公共工事標準請負契約約款」第 18 条、第 19 条等に起因する設計図書の変更が行われ、建設工事の施行に要する事業費が変わった場合、実施途中での建設実施協定金額の変更が生じることがあります。

○公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年中央建設業審議会決定）(抄)
(条件変更等)
第 18 条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。
三　設計図書の表示が明確でないこと。
四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2～3　略
4　前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
一　第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　発注者が行う。
二　第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で　工事目的物の変更を伴うもの　発注者が行う。
三　第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(設計図書の変更)
第 19 条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(4)　工期延長に伴う費用負担

関連他工事の入札の不調・不落により工事が遅れ、受注者の責に依らず各種リース料や機器の保管費等が増加することがあります。このような場合の費用負担や繰越措置等について、事業費の増額や協定期限の延長の協議を求める場合があります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

(5)　繰越措置の実施

止むを得ず当該年度の出来高予定額を達成できず所定の事業費を執行できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

６．工事用地の確保等（標準協定７条関係）

(1)　委託団体の実施事項

ＪＳが行うのは、建設工事の施行そのものです。工事用地等の関係者との調整及び損失補償に係る一切の対応は委託団体で実施願います。ＪＳはこれらの問題について必要に応じて技術的な協力が可能な場合もあります。

なお、調査の結果に伴う損害補償に関しては、本協定第 12 条(一般的損害)、第 13 条(第三者に及ぼした損害)及び第 14 条(不可抗力による損害)において定めています。もちろんＪＳは損害が発生した場合に委託団体が行う調査に協力することになります。

(2)　追加調査を行った場合の負担

工事施工中に地盤の変動等による追加の調査を必要とした場合等については、委託団体の負担を求める場合があります。

７．行政上の手続（標準協定８条関係）

(1)　委託団体による手続き

建設工事を進めていくためには、いろいろな行政庁への手続きが必要です。手続きは次のような

ものが考えられ、原則として、これらの関係機関協議や申請手続きは委託団体において委託団体名で実施することとなりますが、ＪＳは必要に応じて協議資料や申請資料の作成等の補助を行います。

・河川法施行規則第 15 条に基づく工作物の新築等の許可申請
・水質汚濁防止法第５条に基づく特定施設の設置の届出
・消防法第 17 条の３の２に基づく消防用設備等の届出
・高圧ガス保安法第５条第２項に基づく高圧ガスの製造等の届出
・電気事業法第 42 条に基づく事業用電気工作物の設置の届出
・毒物及び劇物取締法第 22 条に基づく毒物又は劇物の取扱の届出
・道路法第 32 条に基づく道路の占用許可申請
・土壌汚染対策法第４条に基づく土地の形質の変更が行われる場合等の届出
・その他の諸法令に基づく届出、申請

(2) 発生物件の取り扱い

改築更新工事で発生する撤去した機械設備等の有価物の売却処分については、委託団体において、地方自治法及び補助金適正化法等に基づき適切な手続きを行う必要があります。発生物件に関しては、地方自治法上の「公有財産」のうち「行政財産」に該当するため、売買等を行なうためには「普通財産」や「物品」に移管する必要があります。また、下水道施設の建設には補助金が入るため、その廃止・用途変更にも補助金適正化法上の手続きが必要となるものです。ただし、委託団体との協議において、アスベストを含有するなどの理由から有価物でなはなく産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）と判断し廃棄処分をする場合があります。その際は、委託団体において上記の手続きを経た上で、必要に応じて設計図書を変更し、ＪＳにおいて処分することもできます。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）
（契約の締結）
第 234 条　売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

(3) 住民等に対する説明

委託団体が主催する説明会へＪＳが参加し、工事の施工等の説明を行う必要がある場合は、相談してください。

８．建設業者との工事請負契約等（標準協定 11 条関係）

(1) 請負契約に関する工事契約概要通知

建設業者との間で工事請負契約を締結したときは、請負契約に関する概要として工事契約概要書（工事名、契約年月日、工期、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 本工事費の内訳等（工事契約概要通知と分割して表記）

建設業者との間で工事請負契約を締結したときは、本工事費の内訳等として工事設計書（様式―１）、本工事内訳書（総括）（様式―２）〈機械及び電気〉、本工事費内訳書（様式―３）〈土木及び建築〉及び図面等を総合事務所長名の文書（公印省略）で、工事請負契約後にお渡しします。

(3) 違約金の率

本協定第 11 条第２項第１号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(4) 遅延利息の率

本協定第 11 条第２項第２号の契約建設業者が違約金をＪＳが指定する期間内に支払わない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてＪＳが契約建設業者と締結する工事請負契約書には、当該工事に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた工事請負契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）（抄）
（支払遅延に対する遅延利息の額）
第8条　国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
2　前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(5)　上乗せの違約金の率

本協定第 11 条第２項第５号の上乗せの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で上乗せの違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

９．秘密保持（標準協定 23 条関係）

(1)　貸与情報の貸与

工事設計書の様式―３本工事費内訳書〈機械及び電気〉及び様式―５明細書〈土木、建築、機械及び電気〉については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に総合事務所長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

【仮協定を締結する場合】

10.この協定の成立について

(1)　仮協定の締結方法

この協定の締結は、議会の議決を得た後に行いますが、協定の効力発生は議決後としても、委託団体の事情によりその内容を議決前に特定しておきたいときは、仮協定を締結することも可能です。その方法としては、地方公共団体の財務規則で仮契約の締結の定めがある場合、この協定を仮協定として締結しておき、議会の議決があると、このままこの協定が自動的に本協定になるという措置をしておく方法によります。

2　標準協定文に関する達　建設実施協定

標　　準　　協　　定　　2

【施設の名称】の建設工事委託に関する実施協定（その●）

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、委託者と受託者との間で●年●月●日付で締結した【施設の名称】の建設工事委託に関する基本協定（以下「本基本協定」という。）第３条の規定に基づき、【施設の名称】の建設について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本基本協定において定義された語は、別段の定めがある場合を除き、本協定においても同様の意味を有するものとする。

（建設工事の内容及び範囲）

第1条　本基本協定第４条第１項の規定に基づき、●年度から受託者が施行する本建設工事の内容及び範囲は、別記のとおりとする。

（完成期限）

第2条　本建設工事の完成期限は、●年●月●日とする。但し、●年度事業費に係るものについては、●年●月●日とする。

２　前項の完成期限は、設計図書の変更、入札の不調又は不落、本工事請負契約に定める工期の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完成期限を定めるものとする。

（事業費）

第3条　本事業費は、金***, ***, ***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額**, ***, ***円）とし、その内訳は以下のとおりとする。なお、本事業費は、本工事費、本基本協定第８条に定める計画の通知、工事の完了の通知及び特定工程に係る工事の終了の通知に係る各手数料（以下「計画通知手数料等」という。）並びに管理諸費を合計した額とする。

区分	金額
●年度事業費	***,***,***円
債務負担行為額（●年度分）	***,***,***円

２　設計図書の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本工事費の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は第１条に定める本建設工事の内容及び範囲を変更するものとする。

（事業費の支払）

第4条　委託者は、本基本協定第９条の規定に基づき、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

一　受託者は、本工事費の支払の原因となる事実（①本工事請負契約の締結、②本工事請負契約に基づく本建設業者からの前金払及び中間前金払の請求、③既済部分検査並びに④完成検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本工事費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本工事請負契約に基づく前金払の金額は、当該工事請負契約に定める本工事費（２事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額）の●％以内に相当する額とする。

［注］委託団体との協議により中間前金払する場合には、第１号中「（２事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額）の●％以内に相当する額とする。」を「（２事業年度以

上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額。以下本号において同じ。）の●%以内に相当する額とし、中間前金払の金額は、当該工事請負契約に定める本工事費の●%以内に相当する額とする。」とする。

二　受託者は、計画通知手数料等及び毎年度の管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。

三　委託者は、前２号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から 30 日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本工事費が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

（工事目的物の引渡し等）

第5条　受託者は、本建設工事の全部又は一部（本建設工事に関し二以上の本工事請負契約を締結する場合においては、一部の本工事請負契約の対象となる工事の全部又は一部をいう。）が完成したときは、速やかに完成調書を委託者に提出し、委託者は、受託者が本工事請負契約に基づき実施する完成検査に立ち会う方法により、同日付で完成認定を行うものとする。但し、委託者が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、受託者が委託者の事務所において説明を行う方法等に替えることができるものとする。

２　受託者は、前項の完成認定を受けたときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、当該完成認定を受けた工事目的物を委託者に引き渡すものとする。

３　委託者は、第１項の完成認定を行った後、受託者が当該完成認定を受けた工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

４　受託者は、委託者に引き渡した工事目的物を本建設工事の一部のため使用する必要があるときは、当該工事目的物の名称及び使用する期間を委託者に通知した上でこれを使用することができるものとする。

（事業費の精算）

第6条　受託者は、本建設工事が完成したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。

２　本建設工事の工期が２事業年度以上にわたる場合は、受託者は、中間年度において本事業費に係る年度終了報告を行うものとする。

３　委託者は、第１項に基づく精算の結果、委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、年度完了精算報告書に従い、無利息でその差額を委託者に返還するものとする。

（有効期間）

第7条　本協定は、前条の精算が完了する日（但し、本基本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

２　前項の規定にかかわらず、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

（協議事項）

第8条　本協定に定めのない事項については、法令、本基本協定及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

____年____月____日

委託者　【住所】
【地方公共団体の名称】
代表者【役職】【氏名】(印)

受託者　【住所】
日本下水道事業団
代表者　理事長【氏名】(印)

(別記)

建設工事の内容及び範囲

1　終末処理場

施設	工事内容	施設能力	数量	備考

2　ポンプ場

施設	工事内容	施設能力	数量	備考

3　管渠

施設	工事内容	施設能力	数量	備考

※ 総合試運転を行う場合は、各施設の備考欄に「総合試運転実施」と記載すること。

2-2　委託協定補足説明事項書　建設実施協定用

標準協定２（建設実施協定用）　建設工事委託協定補足説明事項書

この「建設工事委託協定補足説明事項書（建設実施協定用）」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定２」とあわせて内容をご確認ください。
なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「ＪＳ」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

１．委託協定の基本的な考え方

(1) 建設実施協定の趣旨

建設実施協定は、委託された施設のうち、どの部分をいつまでに完成させるのか、これに要する事業費はいくらになるのか、委託団体が事業費をどのようにしてＪＳに支払うのか、そして完成した工事目的物をどのように引き渡すのか、などについての細目を取り決めるものです。

(2) 建設実施協定（複数工事、債務負担行為がある場合も含む）の協定締結方法

建設実施協定は、原則として工事を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を１回締結すれば足りるものです。なお、債務負担行為がある場合、完成は翌年度以降となり、支払いは２か年以上にわたることになります。また、本協定は発注工事単位で締結するものではなく、同一年度に複数の建設工事を発注する場合でも、１回の協定締結となります。

２．建設工事の委託（標準協定１条関係）

(1) 委託者が指示する設計図書の位置づけ

建設工事については、ＪＳが独自に施行するものではなく、必ず委託団体からの委託に基づいて、その委託の範囲内においてのみ施行するという意味で、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書。）に従い建設工事を実施することとしています。

(2) 指名停止業者及び地元下請業者等の対応

ＪＳが建設工事を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してＪＳの会計規程等に基づき行われますが、次の取扱いについては、委託団体から文書による要請を受けることもできます。要請事項がある場合は、入札公告資料に反映させる必要があるため、本協定締結時までに要請願います。

・委託団体が指名停止を行っている業者を契約の相手方として選定しないこと
・地元下請業者等の対応

(3) 工事入札の参加要件

入札不調を防止する観点から、競争参加要件を緩和（JV（特定建設共同企業体）だけではなく単体企業でも参加可能、地域要件の拡大）することを必要に応じて相談いたします。

(4) 発注見通し及び工事公告情報の掲載

ＪＳが発注する工事の発注見通しや公告情報を委託団体の庁舎内やホームページ上に掲載することも有効な入札不調対策につながるのでご協力お願いします。なお、発注見通しの公表については、可能な限り早期に公表することが効果的なことから、ＪＳが発表する発注見通しについては、本協定締結前に公表します。

(5) 停止条件付の工事発注

入札不調対策、建設工事の早期契約を目的として、停止条件付（協定締結前に公告し、協定締結後に工事契約を行うもの）で発注することが可能ですので、ＪＳからの提案又は委託団体からの要請に基づき協議し、実施しますので積極的な活用を検討してください。

(6) 余裕期間を設けた工事発注

入札不調対策として、全工期の 30%かつ４ヵ月を限度として、工事着手時期を受注者が任意に定められる方式を採用することができます。引渡し時期まで余裕がある場合は、本方式で発注することとしています。その際は、事前に説明を行うこととしています。

３．完成期限（標準協定２条関係）

(1) 適切な工期設定

入札不調対策として、工事内容に応じた適切な工期設定が重要です。過度に短い工期のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる工期は入札不調に繋がります。また、不当に短い工期で発注した場合、建設業法に反する行為として国土交通大臣から発注者が是正勧告を受けることがあります。以上のことから、状況に応じて工事発注前に繰越（翌債）措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

○建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（抄）
（著しく短い工期の禁止）
第 19 条の5 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。
（発注者に対する勧告等）
第 19 条の6 略
2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
4 略

(2) 未完成の場合の措置

建設工事が完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ｱ)完成期限を変更する協定を締結する、(ｲ)完成期限内に完成させるため、建設工事の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

４．事業費（標準協定３条関係）

(1) 債務負担行為額

「債務負担行為額」には、当該年度に発注するものとして国土交通省の一括設計承認があったもの又は委託団体が議決した債務負担行為のうち、ＪＳに委託する分に係る債務負担行為額が計上されます。

(2) 事業費の算定及び変更

建設工事の実施においては、入札の不調・不落に伴う見積りの提出を求める方式の採用や施工中に予期せぬ事象が発生し、工期の延長や現場の設計内容の変更等により工事費が増加することがしばしば起こることから、当初協定にそれらのリスクを加味した事業費及び工期を設定することや、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。なお、建設工事の実施中に現場の施工条件の相違が生じた場合等において、ＪＳの請負契約で採用する「公共工事標準請負契約約款」第 18 条、第 19 条等に起因する設計図書の変更が行われ、建設工事の施行に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることがあります。

○公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年中央建設業審議会決定）（抄）
（条件変更等）
第 18 条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。
三　設計図書の表示が明確でないこと。
四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2～3　略
4　前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
一　第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　発注者が行う。
二　第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で　工事目的物の変更を伴うもの　発注者が行う。
三　第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（設計図書の変更）
第 19 条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(3) 繰越承認額と翌年度予算額を合わせた額で工事発注する場合の留意点

協定締結後、翌年度へ繰越す額（ＪＳが定める管理諸費を含む。以下「繰越翌債承認額」という。）と、翌年度予算額を合計した事業費（記載例１では、繰越翌債承認額１億円＋翌年度予算額３億円＝４億円）で翌年度に工事発注し、実際の工事が工事発注年度の出来高予定額に達していないことから、繰越翌債承認額を前払金として全額充当することにより、繰越翌債承認額に係る工事の出来高が達成したものとして扱うことがありましたが、このような処理は認められていません。

また、繰越翌債承認額と翌年度予算額を合算して工事発注する場合、繰越翌債承認額を工事発注年度の翌年度に繰越す際に委託団体が事故繰越の手続きをせずに明許繰越の手続きを取り、年度経過後も引き続き工事等が施工されていたときは、委託団体は国など（補助主体）から補助金の交付決定の取消及び返還の措置を命ぜられるおそれがあります。

ＪＳでは、建設工事の進捗を適正に管理報告するため、本協定において、繰越翌債承認額に係る事業分の事業費と、発注年度予算に係る事業分の事業費との区分を明確に行いますので、不測の事態により繰越を行う場合には、委託団体において、繰越翌債承認額に係る事業分は事故繰越、発注年度予算に係る事業分は明許繰越の手続きを行う必要があることに留意してください。なお、JS では翌債という言葉を使っていますが、委託団体は全て繰越しと言うことが一般的であることから、この点も留意してください。

【繰越しと翌債の一般的定義】

繰越し＝年度内に支出を完了しなかった経費は不用額として処理するのが原則であるが、
原則通りの処理が非効率・不経済な場合、一定の条件のもと、翌年度に繰り越して
使用する制度（事故繰越し、明許繰越し、継続費の年割額の逓次繰越し等）。

翌債＝繰越明許費に係る翌年度に渡る債務の負担制度の略称。なお、JS においては協定を
締結し、その事業費の一部又は全部を翌年度に繰り越し、工事の発注等も翌年度に行う
場合も含むものです。

【記載例１】〈令和５年度に協定を締結する場合〉

令和５年度事業費全額を繰越翌債承認額とし、６年度に６年度事業費と合計した事業費（４億円）で工事発注する場合

区分	金額
令和５年度事業費 （うち令和５年度事業費繰越翌債承認額）	100,000,000 円 （100,000,000 円）
債務負担行為額（令和６年度分）※	300,000,000 円

※令和６年度に協定を締結する場合は、「債務負担行為額（令和６年度分）」を「令和６年度事業費」とする。

【記載例２】（別記）２　建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場	沈砂池 ポンプ棟	耐震補強工事 機械設備工事 電気設備工事	15,000m^3/日	一式 一式 一式	耐震補強工事の一部は令和5年度事業費繰越翌債承認額で実施する

(4) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

５．事業費の支払い（標準協定４条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、ＪＳの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、ＪＳが委託団体に協議した資金計画に基づき、ＪＳから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がＪＳに支払うものとしています。

①ＪＳの支払いの原因となる事実

ＪＳと受注者との(ｱ)工事請負契約の締結、(ｲ)工事請負契約に基づく受注者からの前金払及び中間前金払の請求、(ｳ)既済部分検査並びに(ｴ)完成検査です。これによりＪＳは受注者に対し、(ｱ)前払金、(ｲ)中間前払金、(ｳ)部分払金、(ｴ)完成払金を支払う必要が生じます。

②費用の請求時期と納期

ＪＳの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から 30 日以内に支払をしていただきます。既済部分検査、完成検査時の請求については検査日決定後、債務工事の請求については年度開始後（前年度が繰越となった場合には繰越工事等完了後）、管理諸費の請求については原則として年２回（受注者との契約時期によっては年１回）行います。

③前金払

ＪＳが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、ＪＳから受注者への請負代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、ＪＳが受注者に支払う工事費等の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、ＪＳと受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費年額の１/２(前金払の率が 40%の場合は、40%)を最初の直接費の請求時期に請求し、残額については 10 月中に請求することとしています。ただし、最初の請求が 11 月以降となる場合には、最初の請求時期に当該年度分全額をまとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該工事が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第４条第３項に明記しています。

なお、中間前金払の可否や率については、委託団体に確認の上、協定で定めることとしています。

６．工事目的物の引き渡し等（標準協定５条関係）

(1) 建設工事の全部又は一部

建設工事の一部とは、本協定に関しＪＳが２以上の工事請負契約を締結する場合においては、１つの工事請負契約の対象となる工事の全部又は一部を指します。例えば土木、機械、電気の工事を含めた協定を締結し受託、そのうち土木の工事目的物が先に完成した場合、土木の工事目的物を先に引渡します。また、土木工事の内、一部(指定部分)が完成した場合、土木工事全体に先立ち一部(指定部分)を引渡します。その際は、事前に説明を行うこととしています。

(2) 完成認定の実施方法

ＪＳが受注者へ発注した際の検査事務は、第２条第２項第３号に基づき、ＪＳが行いますが、原則として委託団体職員が立ち会い「完成認定」も同時に実施する方法で検査を行い、同日付で引渡しますので、ＪＳが検査を行う際には委託団体の職員の派遣をお願いしています。ただし、委託団体が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、ＪＳが委託団体の事務所において説明を行う方法等に替えることができますので、ご相談ください。

(3) 完成検査日と完成認定日の関係

建設工事が完成し、ＪＳが受注者から工事目的物の引渡しを受けた際には、同日付をもって当該施設を委託団体に引渡しをしています。同一の日の引渡しであってもＪＳへ引き渡されてから委託団体の完成認定までの間は、施設使用等に伴うＪＳの責めに帰すべき原因によるもの以外の損害等の発生に係る補修については、本協定第 12 条又は第 14 条の規定に基づき対応することとなります。なお、工事完成から委託団体への引渡しまでは、ＪＳが契約不適合責任請求権を保有することになります。

(4) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、ＪＳから引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修補等を受注者に直接請求することが難しい場合は、ＪＳの県事務所等に必要に応じて相談することも可能です。

(5) 会計検査院の検査

ＪＳに委託した工事における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、ＪＳが受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます（日本下水道事業団法第 47 条)。

○日本下水道事業団法(昭和 47 年法律第 41 号)(抄)
(会計検査院の検査)
第 47 条　会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

７．秘密保持（参考　建設基本協定の建設工事委託協定補足説明事項書　参照）

(1) 貸与情報の貸与

工事設計書の様式―３本工事費内訳書〈機械及び電気〉及び様式―５明細書〈土木、建築、機械及び電気〉については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に総合事務所長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

3　標準協定文に関する達　建設協定

標　　準　　協　　定　　5

【施設の名称】の建設工事委託に関する協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、【施設の名称】の建設工事（以下「本建設工事」という。）について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条　本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（建設工事の委託）

第2条　委託者は、受託者に対し、各年度の予算に計上する範囲内において本建設工事を委託し、受託者は、本協定、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書をいう。以下同じ。）及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本建設工事を施行するものとする。

２　受託者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

一　本建設工事の発注

二　本建設工事の施工管理

三　本建設工事の検査

３　本建設工事の目的物（以下「工事目的物」という。）及び内容は、別記のとおりとする。

４　設計図書を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（完成期限）

第3条　本建設工事の完成期限は、●年●月●日とする。但し、●年度事業費に係るものについては、●年●月●日とする。

２　委託者は、前項の完成期限までに本建設工事を完成させるため、各年度において必要な予算の計上（本建設工事に係る補助金若しくは交付金（以下総称して「補助金等」という。）の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。

３　第１項の完成期限は、設計図書の変更、入札の不調又は不落、本工事請負契約（第 11 条第１項に定義する。以下同じ。）に定める工期の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完成期限を定めるものとする。

（事業費）

第4条　本建設工事に係る費用（以下「本事業費」という。）は、金***, ***, ***円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額**, ***, ***円）とし、その内訳は以下のとおりとする。なお、本事業費は、本工事請負契約に基づく請負代金（以下「本工事費」という。）、第６条に定める計画の通知、工事の完了の通知及び特定工程に係る工事の終了の通知に係る各手数料（以下「計画通知手数料等」という。）並びに受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

区分	金額
●年度事業費	***, ***, ***円
債務負担行為額（●年度分）	***, ***, ***円

２　設計図書の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本工事費の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は第２条第３項に定める工事目的物及び本建設工事の内容を変更するものとする。

（工事用地の確保等）

第5条　委託者は、工事用地その他設計図書において定められた本建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受託者が本建設工事の施工上必要とする日までに確保し、また、工事用地等の関係者（地下埋設物、架空線等の所有者又は管理者を含む。）との調整及び損失補償（工事用地等の取得又は利用に係る補償並びに本建設工事の施工に伴って発生する地盤変動補償、水枯渇補償、営業補償及び漁業補償を含むが、これらに限られない。）に係る一切の対応（本建設工事の着手前又は完成後において、受託者の責めに帰することができない損害が発生した場合の調査等を含む。）をその責任において実施しなければならない。

（行政上の手続）

第6条　本建設工事を施行するため必要となる一切の行政上の手続（本建設工事の施行に関する委託者の議会、委員会及び住民等に対する説明、公有財産の処分に係る手続並びに補助金等の交付申請等に係る手続を含むが、これらに限られない。但し、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第２項の規定に基づく計画の通知、同条第 16 項の規定に基づく工事の完了の通知及び同条第 19 項に基づく特定工程に係る工事の終了の通知を除く。）は、別途委託者と受託者とが協議して定めるものを除き、委託者がその責任において行うものとする。

（事業費の支払）

第7条　委託者は、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

一　受託者は、本工事費の支払の原因となる事実（①本工事請負契約の締結、②本工事請負契約に基づく本建設業者（第 11 条第１項に定義する。以下同じ。）からの前金払及び中間前金払の請求、③既済部分検査並びに④完成検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本工事費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本工事請負契約に基づく前金払の金額は、当該工事請負契約に定める本工事費（２事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額）の●％以内に相当する額とする。

［注］委託団体との協議により中間前金払する場合には、第１号中「（２事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額）の●％以内に相当する額とする。」を「（２事業年度以上にわたる工事については、各事業年度の出来高予定額。以下本号において同じ。）の●％以内に相当する額とし、中間前金払の金額は、当該工事請負契約に定める本工事費の●％以内に相当する額とする。」とする。

二　受託者は、計画通知手数料等及び毎年度の管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。

三　委託者は、前２号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から 30 日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本工事費が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

（工事目的物の引渡し等）

第8条　受託者は、本建設工事の全部又は一部（本建設工事に関し二以上の本工事請負契約を締結する場合においては、一部の本工事請負契約の対象となる工事の全部又は一部をいう。）が完成したときは、速やかに完成調書を委託者に提出し、委託者は、受託者が本工事請負契約に基づき実施する完成検査に立ち会う方法により、同日付で完成認定を行うものとする。但し、委託者が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、受託者が委託者の事務所において説明を行う方法等に替えることができるものとする。

２　受託者は、前項の完成認定を受けたときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、当該完成認定を受けた工事目的物を委託者に引き渡

すものとする。

3　委託者は、第１項の完成認定を行った後、受託者が当該完成認定を受けた工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

4　受託者は、委託者に引き渡した工事目的物を本建設工事の一部のため使用する必要があるときは、当該工事目的物の名称及び使用する期間を委託者に通知した上でこれを使用することができるものとする。

（事業費の精算）

第9条　受託者は、本建設工事が完成したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。

2　本建設工事の工期が２事業年度以上にわたる場合は、受託者は、中間年度において本事業費に係る年度終了報告を行うものとする。

3　委託者は、第１項に基づく精算の結果、委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、年度完了精算報告書に従い、無利息でその差額を委託者に返還するものとする。

（報告）

第 10 条　委託者は、本建設工事の施行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設業者との工事請負契約等）

第 11 条　受託者は、本建設工事に関し、建設業者との間で工事請負契約（以下（二以上の工事請負契約を締結する場合は文脈に応じて個別に又は総称して）「本工事請負契約」という。）を締結し、当該建設業者（以下「本建設業者」という。）に本建設工事を実施させるものとする。受託者は、本工事請負契約を締結したときは、その概要及び本工事費の内訳等を速やかに委託者に通知するものとする。

2　受託者は、本工事請負契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。

一　本建設業者（共同企業体にあっては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設業者は、受託者に対し、違約金として、本工事費の●%に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。

イ　本工事請負契約に関し、本建設業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は本建設業者が構成員となっている事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設業者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。

ロ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設業者又は本建設業者が構成員となっている事業者団体（以下「本建設業者等」という。）に対して行われたときは、本建設業者等に対する命令で確定したものをいい、本建設業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本工事請負契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ　上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設業者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本工事請負契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ　本工事請負契約に関し、本建設業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。第５号ロ

において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

二　本建設業者が前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設業者は、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息（年●％の割合で計算した額）を受託者に支払わなければならないこと。

三　本建設業者は、本工事請負契約の履行を理由として、第１号に定める違約金の支払を免れることができないこと。

四　受託者は、本建設業者に通知することにより、受託者に本工事請負契約に係る工事目的物の建設等を委託した地方公共団体等に、第１号に定める違約金及び第２号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。

五　本工事請負契約に関し、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設業者は、受託者の請求に基づき、第１号に規定する違約金のほか、本工事費の●％に相当する額を違約金として受託者の指定する期間内に支払わなければならないこと。

イ　第１号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

ロ　第１号ロに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号ニに規定する刑に係る確定判決において、本建設業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

六　第１号及び前号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

［注１］委託団体との協議により第１号及び第５号の違約金の率を予め定めない場合は、第１号中「として、本工事費の●％に相当する額」を削り、第１号ニ中「第５号ロにおいて同じ。」を削り、第５号及び第６号を削る。

［注２］ 委託団体との協議により第１号の違約金の率は予め定めるが、第５号の違約金の率を定めない場合は、第１号ニ中「第５号ロにおいて同じ。」を削り、第５号を削り、第６号中「前号」を削り、同号を第５号とする。

３　受託者は、違約金条項に基づき本建設業者に対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。

４　受託者は、本建設業者から違約金条項に基づき違約金（第２項第２号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。）の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。

５　受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

（一般的損害）

第12条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本建設工事の施行に関して生じた損害（次条又は第14条第１項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第13条　本建設工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、本建設工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。但し、その損害のうち本建設工事の施行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

（不可抗力による損害）

第14条　工事目的物の引渡し前に、天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、

騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、設計図書又は一般仕様書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受託者は、直ちに調査を行い、当該損害の状況を確認し、その結果を委託者に通知しなければならない。

２　受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、当該損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

（委託者の催告による解除権）

第15条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　正当な理由なく、完成期限内に本建設工事を完成しないとき又は完成期限経過後相当の期間内に本建設工事を完成する見込みがないと認められるとき。

二　前号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第16条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

一　工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

二　受託者が工事目的物の完成に係る債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。

四　工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六　第18条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。

七　本工事請負契約の締結に当たり、本建設業者（共同企業体にあっては、その構成員をいう。）がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

イ　役員等（本建設業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営者が実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八　受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本工事請負契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者が

これに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 17 条　第 15 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第 18 条　受託者は、委託者が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条　前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 20 条　委託者は、本協定が本建設工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を完成認定の上、当該完成認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、第８条の規定を準用する。

２　前項の場合において、第７条の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の出来形部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第 21 条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　正当な理由なく、完成期限内に本建設工事を完成することができないとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　前項各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

３　第１項第１号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から一部引渡しを受けた部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●％の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第 22 条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第 18 条の規定により本協定が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　本協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●％の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（秘密保持）

第 23 条　委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必

要な範囲で開示する場合を除く。

２　委託者及び受託者は、本建設工事に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

（端数計算）

第 24 条　金銭の計算において、１円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

（協定の変更）

第 25 条　本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

（有効期間）

第 26 条　本協定は、第９条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

２　前項の規定にかかわらず、第 11 条第３項から第５項まで、第 21 条から第 23 条まで、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

（協議事項）

第 27 条　本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

____年____月____日

委託者　【住所】
【地方公共団体の名称】
代表者【役職】【氏名】（印）

受託者　【住所】
日本下水道事業団
代表者　理事長【氏名】（印）

（別記）

建設工事の目的物及び内容

1　建設工事の目的物

(1) 終末処理場

名　　称　　【地方公共団体の名称】公共下水道＿＿＿＿終末処理場
位　　置　　【所在地】
排除方式　＿＿＿流式（一部＿＿流式）
処理方式　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿法
処理能力　全体　＿＿＿m^3/日
　　今回　＿＿＿m^3/日

(2) ポンプ場

名　　称　　【地方公共団体の名称】公共下水道＿＿＿＿ポンプ場
位　　置　　【所在地】
排除方式　＿＿＿流式（一部＿＿流式）
処理能力　全体　＿＿＿m^3/分又は秒
　　今回　＿＿＿m^3/分又は秒

(3) 管渠

名　　称　　【地方公共団体の名称】公共下水道＿＿＿＿管渠
位　　置　　起点【所在地】　　終点【所在地】
延　　長　　＿＿＿＿m

2　建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場					
ポンプ場					
管渠					

※ 総合試運転を行う場合は、各施設の備考欄に「総合試運転実施」と記載すること。

3-2　委託協定補足説明事項書　建設協定用

標準協定５（建設協定用）　建設工事委託協定補足説明事項書

この「建設工事委託協定補足説明事項書（建設協定用）」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定５」とあわせて内容をご確認ください。

なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「ＪＳ」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

１．委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

ＪＳと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており（コンメンタール民法）、建設工事の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からＪＳに委託された工事等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。

ただ下水道施設（目的物等）を完成させ引渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。

また委託協定は、ＪＳの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とＪＳは対等な立場で締結することとしています。

(2) 建設協定（複数工事、債務負担行為がある場合も含む）の協定締結方法

建設協定は、原則として工事を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を１回締結すれば足りるものです。なお、債務負担行為がある場合、完成は翌年度以降となり、支払いは２か年以上にわたることになります。また、本協定は発注工事単位で締結するものではなく、同一年度に複数の建設工事を発注する場合でも、１回の協定締結となります。

２．建設工事の委託（標準協定２条関係）

(1) 委託者が指示する設計図書の位置づけ

建設工事については、ＪＳが独自に施行するものではなく、必ず委託団体からの委託に基づいて、その委託の範囲内においてのみ施行するという意味で、委託者が指示する設計図書（図面及び特記仕様書。）に従い建設工事を施行することとしています。

(2) 指名停止業者及び地元下請業者等の対応

ＪＳが建設工事を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してＪＳの会計規程等に基づき行われますが、次の取扱いについては、委託団体から文書による要請を受けることもできます。要請事項がある場合は、入札公告資料に反映させる必要があるため、本協定締結時までに要請願います。

・委託団体が指名停止を行っている業者を契約の相手方として選定しないこと

・地元下請業者等の対応

(3) 工事入札の参加要件

入札不調を防止する観点から、競争参加要件を緩和（JV（特定建設共同企業体）だけではなく単体企業でも参加可能、地域要件の拡大）することを必要に応じて相談いたします。

(4) 発注見通し及び工事公告情報の掲載

ＪＳが発注する工事の発注見通しや公告情報を委託団体の庁舎内やホームページ上に掲載することも有効な入札不調対策につながるのでご協力お願いします。なお、発注見通しの公表については、可能な限り早期に公表することが効果的なことから、ＪＳが発表する発注見通しについては、本協定締結前に公表します。

(5) 停止条件付の工事発注

入札不調対策、建設工事の早期契約を目的として、停止条件付（協定締結前に公告し、協定締結後に工事契約を行うもの）で発注することが可能ですので、ＪＳからの提案又は委託団体からの要請に基づき協議し、実施しますので積極的な活用を検討してください。

(6) 余裕期間を設けた工事発注

入札不調対策として、全工期の 30%かつ４ヵ月を限度として、工事着手時期を受注者が任意に定められる方式を採用することができます。引渡し時期まで余裕がある場合は、本方式で発注することとしています。その際は、事前に説明を行うこととしています。

３．完成期限（標準協定３条関係）

(1) 適切な工期設定

入札不調対策として、工事内容に応じた適切な工期設定が重要です。過度に短い工期のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる工期は入札不調に繋がります。また、不当に短い工期で発注した場合、建設業法に反する行為として国土交通大臣から発注者が是正勧告を受けることがあります。以上のことから、状況に応じて工事発注前に繰越（翌債）措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

○建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（抄）
（著しく短い工期の禁止）
第 19 条の５　注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。
（発注者に対する勧告等）
第 19 条の６　略
２　建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
３　国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
４　略

(2) 未完成の場合の措置

建設工事が完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ｱ)完成期限を変更する協定を締結する、(ｲ)完成期限内に完成させるため、建設工事の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完成期限を変更する場合の留意点

完成予定が本協定どおりにいかないことがあり得ます。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による工事の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、本協定第３条第３項の規定により、委託団体とＪＳが協議して、この協定を変更することになりますが、その際、完成期限についても議会の議決を得ている場合は、議会の変更議決を得なくてはならないことになりますので、留意願います。

４．事業費（標準協定４条関係）

(1) 債務負担行為額

「債務負担行為額」には、当該年度に発注するものとして国土交通省の一括設計承認があったもの又は委託団体が議決した債務負担行為のうち、ＪＳに委託する分に係る債務負担行為額が計上されます。

(2) 繰越承認額と翌年度予算額を合わせた額で工事発注する場合の留意点

協定締結後、翌年度へ繰越す額（ＪＳが定める管理諸費を含む。以下「繰越翌債承認額」という。）と、翌年度予算額を合計した事業費（記載例１では、繰越翌債承認額１億円＋翌年度予算額３億円＝

４億円）で翌年度に工事発注し、実際の工事が工事発注年度の出来高予定額に達していないことから、繰越翌債承認額を前払金として全額充当することにより、繰越翌債承認額に係る工事の出来高が達成したものとして扱うことがありましたが、このような処理は認められていません。

また、繰越翌債承認額と翌年度予算額を合算して工事発注する場合、繰越翌債承認額を工事発注年度の翌年度に繰越す際に委託団体が事故繰越の手続きをせずに明許繰越の手続きを取り、年度経過後も引き続き工事等が施工されていたときは、委託団体は国など（補助主体）から補助金の交付決定の取消及び返還の措置を命ぜられるおそれがあります。

ＪＳでは、建設工事の進捗を適正に管理報告するため、本協定において、繰越翌債承認額に係る事業分の事業費と、発注年度予算に係る事業分の事業費との区分を明確に行いますので、不測の事態により繰越を行う場合には、委託団体において、繰越翌債承認額に係る事業分は事故繰越、発注年度予算に係る事業分は明許繰越の手続きを行う必要があることに留意してください。なお、JS では翌債という言葉を使っていますが、委託団体は全て繰越しと言うことが一般的であることから、この点も留意してください。

【繰越しと翌債の一般的定義】

繰越し＝年度内に支出を完了しなかった経費は不用額として処理するのが原則であるが、
原則通りの処理が非効率・不経済な場合、一定の条件のもと、翌年度に繰り越して
使用する制度（事故繰越し、明許繰越し、継続費の年割額の逓次繰越し等）。

翌債＝繰越明許費に係る翌年度に渡る債務の負担制度の略称。なお、JS においては協定を
締結し、その事業費の一部又は全部を翌年度に繰り越し、工事の発注等も翌年度に行う
場合も含むものです。

【記載例１】〈令和５年度に協定を締結する場合〉

令和５年度事業費全額を繰越翌債承認額とし、６年度に６年度事業費と合計した事業費（４億円）で工事発注する場合

区分	金額
令和５年度事業費 （うち令和５年度事業費繰越翌債承認額）	100,000,000 円 （100,000,000 円）
債務負担行為額（令和６年度分）※	300,000,000 円

※令和６年度に協定を締結する場合は、「債務負担行為額（令和６年度分）」を「令和６年度事業費」とする。

【記載例２】（別記）２　建設工事の内容

	施設	工事内容	施設能力	数量	備考
終末処理場	沈砂池 ポンプ棟	耐震補強工事 機械設備工事 電気設備工事	15,000㎥/日	一式 一式 一式	耐震補強工事の一部は令和５年度事業費繰越翌債承認額で実施する

(3) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落に伴う見積りの提出を求める方式の採用や施工中に予期せぬ事象が発生し、工期の延長や現場の設計内容の変更等により工事費が増加することがしばしば起こることから、当初協定にそれらのリスクを加味した事業費及び工期を設定することや、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。なお、建設工事の実施中に現場の施工条件の相違が生じた場合等において、ＪＳの請負契約で採用する「公共工事標準請負契約約款」第 18 条、第 19 条等に起因する設計図書の変更が行われ、建設工事の施行に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることがあります。

○公共工事標準請負契約約款　（昭和 25 年中央建設業審議会決定）（抄）
（条件変更等）
第 18 条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。
三　設計図書の表示が明確でないこと。
四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
２～３　略
４　前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
一　第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　発注者が行う。
二　第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で 工事目的物の変更を伴うもの　発注者が行う。
三　第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（設計図書の変更）
第 19 条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(4) 工期延長に伴う費用負担

関連他工事の入札の不調・不落により工事が遅れ、受注者の責に依らず各種リース料や機器の保管費等が増加することがあります。このような場合の費用負担や繰越措置等について、事業費の増額や協定期限の延長の協議を求める場合があります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

(5) 繰越措置の実施

止むを得ず当該年度の出来高予定額を達成できず所定の事業費を執行できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(6) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

５．工事用地の確保等（標準協定５条関係）

(1) 委託団体の実施事項

ＪＳが行うのは、建設工事の施行そのものです。工事用地等の関係者との調整及び損失補償に係る一切の対応は委託団体で実施願います。ＪＳはこれらの問題について必要に応じて技術的な協力が可能な場合もあります。

なお、調査の結果に伴う損害補償に関しては、本協定第 12 条(一般的損害)、第 13 条(第三者に及ぼした損害)及び第 14 条(不可抗力による損害)において定めています。もちろん JS は損害が発生した場合に委託団体が行う調査に協力することになります。

(2) 追加調査を行った場合の負担

工事施工中に地盤の変動等による追加の調査を必要とした場合等については、委託団体の負担を求める場合があります。

６．行政上の手続（標準協定６条関係）

(1) 委託団体による手続き

建設工事を進めていくためには、いろいろな行政庁への手続きが必要です。手続きは次のようなものが考えられ、原則として、これらの関係機関協議や申請手続きは委託団体において委託団体名で実施することとなりますが、ＪＳは必要に応じて協議資料や申請資料の作成等の補助を行います。

・河川法施行規則第 15 条に基づく工作物の新築等の許可申請
・水質汚濁防止法第５条に基づく特定施設の設置の届出
・消防法第 17 条の３の２に基づく消防用設備等の届出
・高圧ガス保安法第５条第２項に基づく高圧ガスの製造等の届出
・電気事業法第 42 条に基づく事業用電気工作物の設置の届出
・毒物及び劇物取締法第 22 条に基づく毒物又は劇物の取扱の届出
・道路法第 32 条に基づく道路の占用許可申請
・土壌汚染対策法第４条に基づく土地の形質の変更が行われる場合等の届出
・その他の諸法令に基づく届出、申請

(2) 発生物件の取り扱い

改築更新工事で発生する撤去した機械設備等の有価物の売却処分については、委託団体において、地方自治法及び補助金適正化法等に基づき適切な手続きを行う必要があります。発生物件に関しては、地方自治法上の「公有財産」のうち「行政財産」に該当するため、売買等を行なうためには「普通財産」や「物品」に移管する必要があります。また、下水道施設の建設には補助金が入るため、その廃止・用途変更にも補助金適正化法上の手続きが必要となるものです。ただし、委託団体との協議において、アスベストを含有するなどの理由から有価物でなはなく産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）と判断し廃棄処分をする場合があります。その際は、委託団体において上記の手続きを経た上で、必要に応じて設計図書を変更し、ＪＳにおいて処分することもできます。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）
（契約の締結）
第 234 条　売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

(3) 住民等に対する説明

委託団体が主催する説明会へＪＳが参加し、工事の施工等の説明を行う必要がある場合は、相談してください。

７．事業費の支払い（標準協定７条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、ＪＳの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、ＪＳが委託団体に協議した資金計画に基づき、ＪＳから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がＪＳに支払うものとしています。

①ＪＳの支払いの原因となる事実

ＪＳと受注者との(ｱ)工事請負契約の締結、(ｲ)工事請負契約に基づく受注者からの前金払及び中間前金払の請求、(ｳ)既済部分検査並びに(ｴ)完成検査です。これによりＪＳは受注者に対し、(ｱ)前払金、(ｲ)中間前払金、(ｳ)部分払金、(ｴ)完成払金を支払う必要が生じます。

②費用の請求時期と納期

ＪＳの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から 30 日以内に支払をしていただきます。既済部分検査、完成検査時の請求については検査日決定後、債務工事の請求については年度開始後（前年度が繰越となった場合には繰越工事等完了後）、管理諸費の請求については原則として年２回（受注者との契約時期によっては年１回）行います。

③前金払

ＪＳが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、ＪＳから受注者へ

の請負代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、ＪＳが受注者に支払う工事費等の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、ＪＳと受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費年額の１/２(前金払の率が 40%の場合は、40%)を最初の直接費の請求時期に請求し、残額については 10 月中に請求することとしています。ただし、最初の請求が 11 月以降となる場合には、最初の請求時期に当該年度分全額をまとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該工事が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第７条第３項に明記しています。

なお、中間前金払の可否や率については、委託団体に確認の上、協定で定めることとしています。

８．工事目的物の引渡し等（標準協定８条関係）

(1) 建設工事の全部又は一部

建設工事の一部とは、本協定に関しＪＳが２以上の工事請負契約を締結する場合においては、１つの工事請負契約の対象となる工事の全部又は一部を指します。例えば土木、機械、電気の工事を含めた協定を締結し、そのうち土木の工事目的物が先に完成した場合、土木の工事目的物を先に引渡します。また、土木工事の内、一部(指定部分)が完成した場合、土木工事全体に先立ち一部(指定部分)を引渡します。その際は、事前に説明を行うこととしています。

(2) 完成認定の実施方法

ＪＳが受注者へ発注した際の検査事務は、第２条第２項第３号に基づき、ＪＳが行いますが、原則として委託団体職員が立ち会い「完成認定」も同時に実施する方法で検査を行い、同日付で引渡しますので、ＪＳが検査を行う際には委託団体の職員の派遣をお願いしています。ただし、委託団体が当該完成検査に立ち会うことが困難な場合には、ＪＳが委託団体の事務所において説明を行う方法等に替えることができますので、ご相談ください。

(3) 完成検査日と完成認定日の関係

建設工事が完成し、ＪＳが受注者から工事目的物の引渡しを受けた際には、同日付をもって当該施設を委託団体に引渡しをしています。同一の日の引渡しであってもＪＳへ引き渡されてから委託団体の完成認定までの間は、施設使用等に伴うＪＳの責めに帰すべき原因によるもの以外の損害等の発生に係る補修については､本協定第 12 条又は第 14 条の規定に基づき対応することとなります。なお、工事完成から委託団体への引渡しまでは、ＪＳが契約不適合責任請求権を保有することになります。

(4) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、ＪＳから引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、建設工事の一部(指定部分)完成の場合は、当該建設工事が完成するまで、引続き契約不適合責任についてＪＳが保有させていただきます。

なお、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修補等を受注者に直接請求することが難しい場合は、ＪＳの県事務所等に必要に応じて相談することも可能です。

(5) 会計検査院の検査

ＪＳに委託した工事における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、ＪＳが受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます（日本下水道事業団法第 47 条)。

○日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）（抄）
（会計検査院の検査）
第 47 条　会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

９．事業費の精算（標準協定９条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく建設工事の全てが完成した後に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書(公印省略)により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

(2) 差額の精算

収納済額（受託収入）が精算額（工事費＋管理諸費）を上回る差額が生じた場合、年度完了精算報告書に基づきその差額分を還付することになります。この場合、本協定第４条の事業費を精算金額と同額とする協定変更を行うこととなります。

10. 建設業者との工事請負契約等（標準協定 11 条関係）

(1) 請負契約に関する工事契約概要通知

建設業者との間で工事請負契約を締結したときは、請負契約に関する概要として工事契約概要書（工事名、契約年月日、工期、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 本工事費の内訳等(工事契約概要通知と分割して表記)

建設業者との間で工事請負契約を締結したときは、本工事費の内訳等として工事設計書（様式―１）、本工事内訳書（総括）（様式―２）〈機械及び電気〉、本工事費内訳書（様式―３）〈土木及び建築〉及び図面等を総合事務所長名の文書（公印省略）で、工事請負契約後にお渡しします。

(3) 違約金の率

本協定第 11 条第２項第１号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(4) 遅延利息の率

本協定第11条第２項第２号の契約建設業者が違約金をＪＳが指定する期間内に支払わない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてＪＳが契約建設業者と締結する工事請負契約書には、当該工事に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた工事請負契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律　（昭和 24 年法律第 256 号）（抄）
（支払遅延に対する遅延利息の額）
第８条　国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
２　前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(5) 上乗せの違約金の率

本協定第 11 条第２項第５号の上乗せの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で上乗せの違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

11. 秘密保持（標準協定 23 条関係）

(1) 貸与情報の貸与

工事設計書の様式―３本工事費内訳書〈機械及び電気〉及び様式―５明細書〈土木、建築、機械及び電気〉については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に総合事務所長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

4　標準協定文に関する達　実施設計協定

標　　準　　協　　定　６

【施設の名称】の実施設計の作成委託に関する協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、【施設の名称】の実施設計（以下「本実施設計」という。）について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条　本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（実施設計の委託）

第2条　委託者は、受託者に対し、本実施設計に関する業務（以下「本実施設計業務」という。）を委託し、受託者は、本協定、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第４条第１項の事業計画に係る図書等（以下「図書等」という。）及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本実施設計業務を履行するものとする。

［注］流域下水道の場合は、「第４条第１項」を「第 25 条の 23 第１項」とし、都市下水路の場合は、「下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第４条第１項」を「都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 60 条第１項」とする。

２　受託者が行う本実施設計業務の内容は、以下のとおりとする。

一　本実施設計の発注

二　本実施設計の設計管理

三　本実施設計の検査

３　受託者が行う本実施設計業務の対象及び範囲は、別記のとおりとする。

４　図書等を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（完了期限）

第3条　本実施設計業務の完了期限は、●年●月●日とする。

２　委託者は、前項の完了期限までに本実施設計業務を完了させるため、必要な予算の計上（本実施設計に係る補助金若しくは交付金の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。

３　第１項の完了期限は、図書等の変更、入札の不調又は不落、本実施設計業務委託契約（第 10 条１項に定義する。以下同じ。）に定める履行期間の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完了期限を定めるものとする。

（事業費）

第4条　本実施設計業務に係る費用（以下「本事業費」という。）は、金**, ***, ***円（うち消費税及び地方消費税の額*, ***, ***円）とする。なお、本事業費は、本実施設計業務委託契約に基づく業務委託料（以下「本業務委託料」という。）及び受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

２　図書等の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本業務委託料の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は本実施設計業務の対象又は範囲を変更するものとする。

（事業費の支払）

第5条　委託者は、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

一　受託者は、本事業費の支払の原因となる事実（①本実施設計業務委託契約の締結、②本実施設計業務委託契約に基づく本建設コンサルタント（第10条第１項に定義する。以下同じ。）からの前金払の請求、③完了検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本業務委託料及び管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本実施設計業務委託契約に基づく前金払の金額は、当該実施設計業務委託契約に定める本業務委託料の●％とする。

二　委託者は、前号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本実施設計業務が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

（成果物の引渡し）

第6条　受託者は、本実施設計業務の全部又は一部（二以上の本実施設計業務委託契約を締結する場合においては、一つの本実施設計業務委託契約の対象となる実施設計をいう。）が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、本実施設計業務委託契約に係る成果物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとする。

２　委託者は、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

（著作権の譲渡等）

第7条　受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

２　委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾がある場合に限り公表することができる。

（事業費の精算）

第8条　受託者は、本実施設計業務が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。

２　委託者は、前項に基づく精算の結果、委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、年度完了精算報告書に従い、無利息でその差額を委託者に返還するものとする。

（報告）

第9条　委託者は、本実施設計業務の履行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設コンサルタントとの実施設計業務委託契約等）

第10条　受託者は、本実施設計業務に関し、建設コンサルタント業者との間で契約（以下「本実施設計業務委託契約」という。）を締結し、当該建設コンサルタント業者（以下「本建設コンサルタント」という。）に本実施設計業務を実施させるものとする。受託者は、本実施設計業務委託契約を締結したときは、その概要を速やかに委託者に通知するものとする。

２　受託者は、本実施設計業務委託契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。

一　本建設コンサルタント（共同企業体にあっては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設コンサルタントは、受託者に対し、違約金として、本業務委託料の●％に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。

イ　本実施設計業務委託契約に関し、本建設コンサルタントが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命

令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。)。

ロ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設コンサルタント又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体（以下「本建設コンサルタント等」という。）に対して行われたときは、本建設コンサルタント等に対する命令で確定したものをいい、本建設コンサルタント等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本実施設計業務委託契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ　上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設コンサルタント等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本実施設計業務委託契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ　本実施設計業務委託契約に関し、本建設コンサルタント（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

二　本建設コンサルタントが前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設コンサルタントは、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息（年●%の割合で計算した額）を受託者に支払わなければならないこと。

三　本建設コンサルタントは、本実施設計業務委託契約の履行を理由として、第１号に定める違約金の支払を免れることができないこと。

四　受託者は、本建設コンサルタントに通知することにより、受託者に本実施設計業務委託契約に係る施設の実施設計等を委託した地方公共団体等に、第１号に定める違約金及び第２号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。

五　第１号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

［注］委託団体との協議により第１号の違約金の率を予め定めない場合は、第１号中「として、本業務委託料の●%に相当する額」を削　り、第２号中「(年●%の割合で計算した額)」を削る。

３　受託者は、違約金条項に基づき本建設コンサルタントに対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。

４　受託者は、本建設コンサルタントから違約金条項に基づき違約金（第２項第２号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。）の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。

５　受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

（一般的損害）

第11条　成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他本実施設計業務を行うにつき生じた損害（次条又は第13条第１項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第12条　本実施設計業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、

委託者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、本実施設計業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。但し、その損害のうち本実施設計業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

（不可抗力による損害）

第 13 条　成果物の引渡し前に、天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、図書等で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、試験等に供される本実施設計業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

２　受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

（委託者の催告による解除権）

第 14 条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　正当な理由なく、完了期限内に本実施設計業務を完了しないとき又は完了期限経過後相当の期間内に本実施設計業務を完了する見込みがないと認められるとき。

二　前号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第 15 条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

一　成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

二　受託者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。

四　成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六　第 17 条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。

七　本実施設計業務委託契約の締結に当たり、本建設コンサルタント（共同企業体にあっては、その構成員をいう。）がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

イ　役員等（本建設コンサルタントが個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設コンサルタントが法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営者が実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あ

るいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八　受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本実施設計業務委託契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 16 条　第 14 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第 17 条　受託者は、委託者が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 18 条　前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 19 条　委託者は、本協定が本実施設計業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分を完了認定の上、当該完了認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、第６条の規定を準用する。

２　前項の場合において、第５条の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の既履行部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第 20 条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　正当な理由なく、完了期限内に本実施設計業務を完了することができないとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　前項各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

３　第１項第１号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から既履行部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●％の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第 21 条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第 17 条の規定により本協定が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　本協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●％の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（秘密保持）

第 22 条　委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、

開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

２　委託者及び受託者は、本実施設計業務の履行に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

（端数計算）

第23条　金銭の計算において、１円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

（協定の変更）

第24条　本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

（有効期間）

第25条　本協定は、第８条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

２　前項の規定にかかわらず、第10条第３項から第５項まで、第20条から第22条まで、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

（協議事項）

第26条　本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

____年____月____日

委託者　【住所】
【地方公共団体の名称】
代表者【役職】【氏名】（印）

受託者　【住所】
日本下水道事業団
代表者　理事長【氏名】（印）

（別記）

本実施設計業務の対象及び範囲

1　本実施設計業務の対象

（1）終末処理場

名　　称　【地方公共団体の名称】公共下水道　　終末処理場

位　　置　【所在地】

排除方式　＿＿＿流式（一部＿＿流式）

処理方式　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿法

処理能力　全体＿＿＿＿㎥/日

今回＿＿＿＿㎥/日

（2）ポンプ場

名　　称　【地方公共団体の名称】ポンプ場

位　　置　【所在地】

排除方式　＿＿＿流式（一部　　流式）

処理能力　全体＿＿＿＿㎥/分又は秒

今回＿＿＿＿㎥/分又は秒

(3)管渠

名　　称　【地方公共団体の名称】公共下水道＿＿＿管渠

位　　置　起点【所在地】　　終点【所在地】

延　　長　＿＿＿＿m

2　本実施設計業務の範囲

〔基本設計及び●●に関する詳細設計〕

4-2　委託協定補足説明事項書　実施設計協定用

標準協定６　実施設計委託協定補足説明事項書

この「実施設計委託協定補足説明事項書」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定６（実施設計標準協定）」とあわせて内容をご確認ください。
なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「ＪＳ」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

１．委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

ＪＳと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。
委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており（コンメンタール民法）、実施設計の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からＪＳに委託された実施設計等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。ただ下水道施設の実施設計に関し成果物を完了させ引き渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。
また委託協定は、ＪＳの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とＪＳは対等な立場で締結することとしています。

(2) 実施設計協定の協定締結方法

実施設計協定は、実施設計を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を１回締結することになります。なお、同一年度に複数の実施設計をまとめて１本の協定とすることもできなくはありません。

２．実施設計の委託（標準協定２条関係）

(1) 受託者（ＪＳ）が行う業務内容

実施設計について、ＪＳは下水道法及びＪＳ内部規定に基づいて、その委託の範囲内において発注から、設計管理、検査までを実施することとしています。

(2) 会計検査院の検査

ＪＳに委託した実施設計における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、ＪＳが受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます（日本下水道事業団法第 47 条）。

○日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）（抄）
（会計検査院の検査）
第 47 条　会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

(3) 指名停止業者の対応

ＪＳが実施設計を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してＪＳの会計規程等に基づき行われますが、指名停止業者の取扱いについては、委託団体から文書による要請を受けることもできます。要請事項がある場合は、入札公告資料に反映させる必要があるため、本協定締結時までに要請願います。
（例）委託団体及び委託団体の属する都道府県が指名停止を行っている業者を契約の相手方として選定しないこと。

３．完了期限（標準協定３条関係）

(1) 適切な期間設定

入札不調対策として、実施設計内容に応じた適切な設計期間の設定が重要です。過度に短い期間のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる期間は入札不調に繋がります。

このため、状況に応じて実施設計発注前に繰越（翌債）措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

(2) 実施設計が期限内に完了しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ｱ)完了期限を変更する協定を締結する、(ｲ)完了期限内に完了させるため、実施設計の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完了期限を変更する場合の留意点

完了予定が本協定どおりにいかないことがあり得ます。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による実施設計の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完了期限内に完了しないと認められるに至ったときは、本協定第３条第３項の規定により、委託団体とＪＳが協議して、この協定を変更することになります。

４．事業費（標準協定４条関係）

(1) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落、業務委託契約後の設計内容の変更等により業務委託料が増加することが起こり、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

なお、実施設計中に図書等の変更が行われ、実施設計に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることもあります。

(2) 繰越措置の実施

止むを得ず年度内に完了できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(3) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

５．事業費の支払（標準協定５条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、ＪＳの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、ＪＳが委託団体に協議した資金計画に基づき、ＪＳから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がＪＳに支払うものとしています。

①ＪＳの支払いの原因となる事実

ＪＳと受注者との(ｱ)実施設計業務委託契約の締結、(ｲ)実施設計業務委託契約に基づく受注者からの前金払の請求、(ｳ)完成（完了）検査です。これによりＪＳは受注者に対し、(ｲ)前払金、(ｳ)完了払金を支払う必要が生じます。

②費用の請求時期と納期

ＪＳの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から 30 日以内に支払をしていただきます。完了検査時の請求については検査日決定後、前年度が繰越となった場合には繰越等完了後、管理諸費の請求については原則として年２回（受注者との契約時期によっては年１回）行います。

③前金払

ＪＳが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、ＪＳから受注者へ

の委託代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、ＪＳが受注者に支払う業務委託費の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、ＪＳと受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費額の 50%(端数処理によっては 50%以内)を前金払いの請求時期に請求し、残額については完了払い請求時に請求することとしています。ただし、前金払いの請求がない場合は、まとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該実施設計業務が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第５条第２号に明記しています。

６．成果物の引渡し等（標準協定６条関係）

(1) 完成認定の実施方法

ＪＳが受注者へ発注した際の検査事務は、第２条第２項第３号に基づき、ＪＳが行いますが、原則として同日付で委託団体への引渡しを申し出ます。委託団体はＪＳから申し出があったときは、引渡しを受けなければなりません。委託団体が引渡しを受けることにより、仮にその後、建設工事をＪＳに委託する場合、「指示する設計図書」の内容が実施設計の成果物と同じであっても委託団体からの指示ということなります。なお、委託団体への引渡しまでは、ＪＳが契約不適合責任請求権を保有することになります。

(2) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、ＪＳから引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修正等を受注者に直接請求することが難しい場合は、ＪＳの総合事務所等に必要に応じて相談することも可能です。

７．著作権の譲渡（標準協定７条関係）

(1) ＪＳが成果物を引渡す際、当該成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合も、委託団体に引き渡すことが明記されています。委託団体は著作権を含む成果物の内容を公表する際は、ＪＳの承諾を得てからのみ公表できると規定しています。

８．事業費の精算（標準協定８条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく実施設計の全てが完了 した後（事業費の一部を繰り越した場合は、繰り越し完了後）に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書(公印省略)により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

(2) 差額の精算

収納済額（受託収入）が精算額（建設コンサルタントとの実施設計業務委託契約費＋管理諸費）を上回る差額が生じた場合、年度完了精算報告書に基づきその差額分を還付することになります。この場合、本協定第４条の事業費を精算金額と同額とする協定変更を行うこととなります。

９．建設コンサルタントとの業務委託契約等（標準協定 10 条関係）

(1) 業務委託契約に関する概要通知

建設コンサルタントとの間で業務委託契約を締結したときは、業務委託契約に関する概要として業務委託契約概要書（業務委託契約名、契約年月日、業務委託契約期間、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 違約金の率

本協定第 10 条第２項第１号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(3) 遅延利息の率

本協定第10条第２項第２号の契約建設コンサルタントが違約金をＪＳが指定する期間内に支払わない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてＪＳが契約建設コンサルタントと締結する業務委託契約書には、当該実施設計に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた業務委託契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律　（昭和 24 年法律第 256 号）（抄）
（支払遅延に対する遅延利息の額）
第８条　国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
２　前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(4) 上乗せの違約金の率

本協定第 10 条第２項第５号の上乗せの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で上乗せの違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

10. 秘密保持（標準協定 22 条関係）

(1) 貸与情報の貸与

ＪＳ保持する秘密情報が含まれる場合については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に総合事務所長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

5　標準協定文に関する達　計画設計協定

標　　準　　協　　定　7

【地方公共団体の名称】公共下水道にかかる●●計画の策定委託に関する協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。)とは、市公共下水道にかかる●●計画の策定について以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条　本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部の施行を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（計画策定の委託）

第2条　委託者は、受託者に対し、本●●計画策定に関する業務（以下「本計画策定業務」という。）を委託し、受託者は、本協定、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号)、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）その他関係法令及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本計画策定業務を履行するものとする。

２　受託者が行う本計画策定業務の内容は、以下のとおりとする。

一　本●●計画策定の発注

二　本●●計画策定の設計管理

三　本●●計画策定の検査

３　受託者が行う本計画策定業務の対象及び範囲は、別記のとおりとする。

４　本計画策定業務の内容を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（完了期限）

第3条　本計画策定業務の完了期限は、●年●月●日とする。

２　委託者は、前項の完了期限までに本計画策定業務を完了させるため、必要な予算の計上（本計画策定業務に係る補助金若しくは交付金の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。

３　第１項の完了期限は、入札の不調又は不落、本 計画策定業務委託契約（第 10 条１項に定義する。以下同じ。）に定める履行期間の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完了期限を定めるものとする。

（事業費）

第4条　本計画策定業務に係る費用（以下「本事業費」という。）は、金**, ***, ***円（うち消費税及び地方消費税の額*, ***, ***円）とする。なお、本事業費は、本計画策定業務委託契約 に基づく業務委託料（以下「本業務委託料」という。）及び受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

２　設計書の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本業務委託料の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は本計画策定業務の対象又は範囲を変更するものとする。

（事業費の支払）

第5条　委託者は、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求された金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

一　受託者は、本事業費の支払の原因となる事実（①本計画策定業務委託契約の締結、②本計画策

定業務委託契約に基づく本建設コンサルタント（第10条第１項に定義する。以下同じ。）からの前金払の請求、③完了検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本業務委託料及び管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本計画策定業務委託契約に基づく前金払の金額は、当該計画策定業務委託契約に定める本業務委託料の●％とする。

二　委託者は、前号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本計画策定業務が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

（成果物の引渡し）

第6条　受託者は、本計画策定業務の全部又は一部（二以上の本計画策定業務委託契約を締結する場合においては、一つの本計画策定業務契約の対象となる計画策定をいう。）　が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、本計画策定業務に係る成果物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとする。

２　委託者は、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

（著作権の譲渡等）

第7条　受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

２　委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾がある場合に限り公表することができる。

（事業費の精算）

第8条　受託者は、本計画策定業務が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。

２　委託者は、前項に基づく精算の結果、委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回る場合には、年度完了精算報告書に従い、無利息でその差額を委託者に返還するものとする。

（報告）

第9条　委託者は、本計画策定業務の履行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設コンサルタントとの計画策定業務委託契約等）

第10条　受託者は、本計画策定業務に関し、建設コンサルタント業者との間で契約（以下「本計画策定業務委託契約」という。）を締結し、当該建設コンサルタント業者（以下「本建設コンサルタント」という。）に本計画策定業務を実施　させるものとする。受託者は、本計画策定業務委託契約を締結したときは、その概要を速やかに委託者に通知するものとする。

２　受託者は、本計画策定業務委託契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。

一　本建設コンサルタント（共同企業体にあっては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設コンサルタントは、受託者に対し、違約金として、本業務委託料の●％に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。

イ　本計画策定業務委託契約に関し、本建設コンサルタントが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。

ロ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設コンサルタント又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体（以下「本建設コンサルタント等」という。）に対して行われたときは、本建設コンサルタント等に対する命令で確定したものをいい、本建設コンサルタント等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本計画策定業務委託契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ　上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設コンサルタント等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本計画策定業務委託契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ　本計画策定業務委託契約に関し、本建設コンサルタント（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

二　本建設コンサルタントが前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設コンサルタントは、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息（年●%の割合で計算した額）を受託者に支払わなければならないこと。

三　本建設コンサルタントは、本計画策定業務委託契約の履行を理由として、第１号に定める違約金の支払を免れることができないこと。

四　受託者は、本建設コンサルタントに通知することにより、受託者に本計画策定業務委託契約に係る事業計画等を委託した地方公共団体等に、第１号に定める違約金及び第２号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。

五　第１号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

［注］委託団体との協議により第１号の違約金の率を予め定めない場合は、第１号中「として、本業務委託料の●%に相当する額」を削り、第２号中「(年●%の割合で計算した額)」を削る。

３　受託者は、違約金条項に基づき本建設コンサルタントに対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。

４　受託者は、本建設コンサルタントから違約金条項に基づき違約金（第２項第２号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。）の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。

５　受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

（一般的損害）

第 11 条　成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他本計画策定業務を行うにつき生じた損害（次条又は第 13 条第１項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 12 条　本計画策定業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、本計画策定業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。但し、その損害のうち本計画策定業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

（不可抗力による損害）

第13条　成果物の引渡し前に、天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、設計書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、試験等に供される本計画策定業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

２　受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

（委託者の催告による解除権）

第14条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　正当な理由なく、完了期限内に本計画策定業務を完了しないとき又は完了期限経過後相当の期間内に本計画策定業務を完了する見込みがないと認められるとき。

二　前号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第15条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

一　成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

二　受託者が本計画策定業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。

四　成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六　第17条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。

七　本計画策定業務委託契約の締結に当たり、本建設コンサルタント（共同企業体にあっては、その構成員をいう。）がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

イ　役員等（本建設コンサルタントが個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設コンサルタントが法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営者が実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

二　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八　受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本計画策定業務委託契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条　第14条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第17条　受託者は、委託者が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条　前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第19条　委託者は、本協定が本計画策定業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分を完了認定の上、当該完了認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、第６条の規定を準用する。

２　前項の場合において、第５条の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の既履行部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第20条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　正当な理由なく、完了期限内に本計画策定業務を完了することができないとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　前項各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

３　第１項第１号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から既履行部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●％の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第21条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第17条の規定により本協定が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　本協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年●％の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（秘密保持）

第22条　委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第

三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

２　委託者及び受託者は、本計画策定業務の履行に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

（端数計算）

第 23 条　金銭の計算において、１円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

（協定の変更）

第 24 条　本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

（有効期間）

第 25 条　本協定は、第８条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

２　前項の規定にかかわらず、第 10 条第３項から第５項まで、第 20 条から第 22 条まで、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

（協議事項）

第 26 条　本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

____年____月____日

委託者　【住所】
【地方公共団体の名称】
代表者【役職】【氏名】（印）

受託者　【住所】
日本下水道事業団
代表者　理事長【氏名】（印）

（別記）

記載例　（事業計画の場合）

本計画策定業務の対象及び範囲

１　事業計画
　面　積　　_____ヘクタール

5-2　委託協定補足説明事項書　計画設計協定用

標準協定７　計画設計委託協定補足説明事項書

この「計画設計委託協定補足説明事項書」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定７(計画設計標準協定)」とあわせて内容をご確認ください。
なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「ＪＳ」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

１．委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

ＪＳと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。
委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており(コンメンタール民法)、実施設計の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からＪＳに委託された計画設計等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。ただ下水道施設の計画設計に関し成果物を完了させ引き渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。
また委託協定は、ＪＳの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とＪＳは対等な立場で締結することとしています。

(2) 計画設計協定(複数の計画設計がある場合も含む)の協定締結方法

計画設計(基本構想、事業計画、浸水対策計画及び各種下水道計画を指し、技術的援助に分類されるものを除く。以下同じ。)協定は、計画設計を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を１回締結することになります。なお、同一年度に複数の計画設計をまとめて１本の協定とすることもできなくはありません。

２．計画設計の委託（標準協定２条関係）

(1) 受託者(ＪＳ)が行う業務内容

計画設計について、ＪＳは都市計画法、下水道法及びＪＳ内部規定に基づいて、その委託の範囲内において発注から、設計管理、検査までを実施することとしています。

(2) 会計検査院の検査

ＪＳに委託した計画設計における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、ＪＳが受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます（日本下水道事業団法第 47 条)。

○日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）(抄)
（会計検査院の検査）
第 47 条　会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

(3) 指名停止業者の対応

ＪＳが計画設計を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してＪＳの会計規程等に基づき行われますが、指名停止業者の取扱いについては、委託団体から文書による要請を受けることもできます。要請事項がある場合は、入札公告資料に反映させる必要があるため、本協定締結時までに要請願います。
(例)委託団体及び委託団体の属する都道府県が指名停止を行っている業者を契約の相手方として選定しないこと。

３．完了期限（標準協定３条関係）

(1) 適切な期間設定

入札不調対策として、計画設計内容に応じた適切な設計期間の設定が重要です。過度に短い期間のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる期間は入札不調に繋がります。

このため、状況に応じて計画設計発注前に繰越（翌債）措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

(2) 計画設計が完成期限内に完成しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ｱ)完了期限を変更する協定を締結する、(ｲ)完了期限内に完了させるため、計画設計の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完了期限を変更する場合の留意点

完了予定が本協定どおりにいかないことがあり得ます。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による計画設計の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完了期限内に完了しないと認められるに至ったときは、本協定第３条第３項の規定により、委託団体とＪＳが協議して、この協定を変更することになります。

４．事業費（標準協定４条関係）

(1) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落、業務委託契約後の設計内容の変更等により業務委託料が増加することが起こり、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

なお、計画設計中に図書等の変更が行われ、計画設計に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることもあります。

(2) 繰越措置の実施

止むを得ず年度内に完了できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(3) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

５．事業費の支払（標準協定５条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、ＪＳの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、ＪＳが委託団体に協議した資金計画に基づき、ＪＳから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がＪＳに支払うものとしています。

①ＪＳの支払いの原因となる事実

ＪＳと受注者との(ｱ)計画設計業務委託契約の締結、(ｲ)計画設計業務委託契約に基づく建設コンサルタント業者からの前金払の請求、(ｳ)完成（完了）検査です。これによりＪＳは受注者に対し、(ｲ)前払金、(ｳ)完了払金を支払う必要が生じます。

②費用の請求時期と納期

ＪＳの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から 30 日以内に支払をしていただきます。完了検査時の請求については検査日決定後、前年度が繰越となった場合には繰越等完了後、管理諸費の請求については原則として年２回（受注者との契約時期によっては年１回）行います。

③前金払

ＪＳが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、ＪＳから受注者への委託代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、ＪＳが受注者に支払う業務委託費の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、ＪＳと受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費額の 50%(端数処理によっては 50%以内)以内を前金払いの請求時期に請求し、残額については完了払い請求時に請求することとしています。ただし、前金払いの請求がない場合は、まとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該計画設計業務が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第５条第２号に明記しています。

６．成果物の引渡し等（標準協定６条関係）

(1) 完成認定の実施方法

ＪＳが受注者へ発注した際の検査事務は、第２条第２項第３号に基づき、ＪＳが行いますが、原則として同日付で委託団体への引渡しを申し出ます。委託団体はＪＳから申し出があったときは、引渡しを受けなければなりません。なお、委託団体への引渡しまでは、ＪＳが契約不適合責任請求権を保有することになります。

(2) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、ＪＳから引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修正等を受注者に直接請求することが難しい場合は、ＪＳの設計センター等に必要に応じて相談することも可能です。

７．著作権の譲渡（標準協定７条関係）

(1) ＪＳが成果物を引渡す際、当該成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合も、委託団体に引き渡すことが明記されています。委託団体は著作権を含む成果物の内容を公表する際は、ＪＳの承諾を得てからのみ公表できると規定しています。

８．事業費の精算（標準協定８条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく計画設計の全てが完了した後、事業費の一部を繰り越した場合は、繰り越し完了後に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書(公印省略)により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

(2) 差額の精算

収納済額（受託収入）が精算額（建設コンサルタントとの計画設計業務委託契約費＋管理諸費）を上回る差額が生じた場合、年度完了精算報告書に基づきその差額分を還付することになります。この場合、本協定第４条の事業費を精算金額と同額とする協定変更を行うこととなります。

９．建設コンサルタントとの業務委託契約等（標準協定 10 条関係）

(1) 業務委託契約に関する概要通知

建設コンサルタントとの間で業務委託契約を締結したときは、業務委託契約に関する概要として業務委託契約概要書（業務委託契約名、契約年月日、業務委託契約期間、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 違約金の率

本協定第 10 条第２項第１号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(3) 遅延利息の率

本協定第10条第２項第２号の契約建設コンサルタントが違約金をＪＳが指定する期間内に支払わない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてＪＳが契約建設コンサルタントと締結する業務委託契約書には、当該計画設計に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

委託団体の要望により、具体的な遅延利息率を定めず「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき定められた遅延利息の率」を定める場合、これを受けた業務委託契約書においては、同法令で定める遅延利息の具体的な率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律　（昭和 24 年法律第 256 号）（抄）
（支払遅延に対する遅延利息の額）
第８条　国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
２　前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(4) 上乗せの違約金の率

本協定第 10 条第２項第５号の上乗せの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で上乗せの違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

10. 秘密保持（標準協定 22 条関係）

(1) 貸与情報の貸与

ＪＳ保持する秘密情報が含まれる場合については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に総合事務所長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

6　標準協定文に関する達　技術的援助協定

標　　準　　協　　定　9

年号(令和)●年度【地方公共団体の名称】
公共下水道●●計画の作成委託に関する技術的援助協定

【地方公共団体の名称】(以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、●●計画の作成委託に関する技術的援助（以下「本技術的援助」という。）について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条　本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道に関し、各種の計画策定支援等の●●計画業務を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（●●計画業務の委託）

第2条　委託者は、受託者に対し、●●計画に関する業務（以下「本技術的援助業務」という。）を委託し、受託者は、本協定、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第５条の事業計画に定めるべき事項及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本技術的援助業務を履行するものとする。

［注］流域下水道の場合は、「第５条」を「第 25 条の 24」とし、都市下水路の場合は、「下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第５条」を「都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 60 条第２号」とする。

２　受託者が行う本技術的援助業務の内容は、以下のとおりとする。

一　本技術的援助の発注

二　本技術的援助の●●計画策定管理

三　本技術的援助の検査

３　受託者が行う本技術的援助業務の対象及び範囲は、別記のとおりとする。

４　本技術的援助業務の内容等を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して対応を決定するものとする。

（完了期限）

第3条　本技術的援助業務の完了期限は、●年●月●日とする。

２　委託者は、前項の完了期限までに本技術的援助業務を完了させるため、必要な予算の計上（本技術的援助に係る補助金若しくは交付金の獲得又は自己財源の確保を含むが、これらに限られない。）に努めるものとする。

３　第１項の完了期限は、計画内容等の変更、入札の不調又は不落、本技術的援助業務委託契約（第 10 条１項に定義する。以下同じ。）に定める履行期間の延長等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完了期限を定めるものとする。

（事業費）

第4条　本技術的援助業務に係る費用（以下「本事業費」という。）は、金**, ***, ***円（うち消費税及び地方消費税の額*, ***, ***円）とする。なお、本事業費は、本技術的援助業務委託契約に基づく業務委託料（以下「本業務委託料」という。）及び受託者が定める受託業務費用負担細則に定める管理諸費（以下「管理諸費」という。）を合計した額とする。

２　計画内容等の変更、賃金又は物価の変動、入札の不調又は不落、本業務委託料の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は本技術的援助業務の対象又は範囲を変更するものとする。

（事業費の支払）

第5条　委託者は、次の各号に定めるところに従い、受託者による請求の都度、本事業費のうち請求さ

れた金額を、前金払の方法により、受託者に支払うものとする。

一　受託者は、本事業費の支払の原因となる事実（①本技術的援助業務委託契約の締結、②本技術的援助業務委託契約に基づく本建設コンサルタント（第10条第1項に定義する。以下同じ。）からの前金払の請求、③完了検査等をいう。）が発生した場合又は発生する見込みが明らかになった場合には、その都度、本業務委託料及び管理諸費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定めるものとする。なお、本技術的援助業務委託契約に基づく前金払の金額は、当該技術的援助業務委託契約に定める本業務委託料の●%以内とする。

二　委託者は、前号の資金計画に基づく受託者の請求により、当該請求の日から30日後の日までに所要金額を受託者に支払うものとする。なお、当該年度の管理諸費に係る本技術的援助業務が翌年度以降に繰越しとなった場合においても、委託者は、当該管理諸費を当該年度内に受託者に支払うものとする。

（成果物の引渡し）

第6条　受託者は、本技術的援助業務の全部又は一部（二以上の本技術的援助業務委託契約を締結する場合においては、一つの本技術的援助業務委託契約の対象となる技術的援助業務をいう。）が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、本技術的援助業務委託契約に係る成果物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとする。

2　委託者は、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

（著作権の譲渡等）

第7条　受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

2　委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾がある場合に限り公表することができる。

（事業費の精算）

第8条　受託者は、本技術的援助業務が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。

2　委託者は、前項に基づく受託者からの精算報告の結果、委託者から受託者に対する納入済額が本事業費を上回ることを確認した場合には、受託者に対し年度完了精算報告書に従い、無利息でその差額を委託者へ返還させるものとする。

（報告）

第9条　委託者は、本技術的援助業務の履行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（建設コンサルタントとの技術的援助業務委託契約等）

第10条　受託者は、本技術的援助業務に関し、建設コンサルタント業者との間で契約（以下「本技術的援助業務委託契約」という。）を締結し、当該建設コンサルタント業者（以下「本建設コンサルタント」という。）に本技術的援助業務を実施させるものとする。受託者は、本技術的援助業務委託契約を締結したときは、その概要を速やかに委託者に通知するものとする。

2　受託者は、本技術的援助業務委託契約（但し、随意契約によるものを除く。以下本項において同じ。）において、次の各号に掲げる内容の条項（以下総称して「違約金条項」という。）を定めなければならない。

一　本建設コンサルタント（共同企業体にあっては、その構成員をいう。）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、本建設コンサルタントは、受託者に対し、違約金として、本業務委託料の●%に相当する額を受託者の指定する期間内に支払うこと。

イ　本技術的援助業務委託契約に関し、本建設コンサルタントが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体が独占禁止法第8条第1号の

規定に違反したことにより、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下同じ。）。

ロ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が本建設コンサルタント又は本建設コンサルタントが構成員となっている事業者団体（以下「本建設コンサルタント等」という。）に対して行われたときは、本建設コンサルタント等に対する命令で確定したものをいい、本建設コンサルタント等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下同じ。）において、本技術的援助業務委託契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ　上記ロに規定する納付命令又は排除措置命令により、本建設コンサルタント等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本技術的援助業務委託契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が本建設コンサルタントに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ　本技術的援助業務委託契約に関し、本建設コンサルタント（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

二　本建設コンサルタントが前号の違約金を受託者の指定する期間内に支払わないときは、本建設コンサルタントは、当該期間を経過した日から支払を完了する日までの日数に応じ、遅延利息（年●％の割合で計算した額）を受託者に支払わなければならないこと。

三　本建設コンサルタントは、本技術的援助業務委託契約の履行を理由として、第１号に定める違約金の支払を免れることができないこと。

四　受託者は、本建設コンサルタントに通知することにより、委託者に、第１号に定める違約金及び第２号に定める遅延利息の全部又は一部の請求及び受領に係る一切の権利を譲渡することができること。

五　第１号の規定は、受託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、受託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではないこと。

［注］委託団体との協議により第１号の違約金の率を予め定めない場合は、第１号中「として、本業務委託料の●％に相当する額」を削り、第２号中「(年●％の割合で計算した額)」を削る。

３　受託者は、違約金条項に基づき本建設コンサルタントに対して違約金の請求を行うことができる事実があることを知ったときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者と協議して違約金請求権を行使しなければならない。但し、受託者が委託者に対し違約金条項に基づく受託者の権利を譲渡した後は、この限りではない。

４　受託者は、本建設コンサルタントから違約金条項に基づき違約金（第２項第２号に規定する遅延利息を含む。以下同じ。）の支払を受けたときは、直ちに当該違約金を委託者に引き渡さなければならない。

５　受託者は、委託者から請求があった場合には、違約金条項に基づく受託者の権利を委託者に譲渡しなければならない。

（一般的損害）

第11条　成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他本技術的援助業務を行うにつき生じた損害（次条又は第13条第１項に規定する損害及び入札の不調又は不落により生じた損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第12条　本技術的援助業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が賠償する。

２　前項の規定にかかわらず、本技術的援助業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち本技術的援助業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が賠償する。

（不可抗力による損害）

第13条　成果物の引渡し前に、天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいい、計画内容等で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないものにより、試験等に供される本技術的援助業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

２　受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

（委託者の催告による解除権）

第14条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　正当な理由なく、完了期限内に本技術的援助業務を完了しないとき又は完了期限経過後相当の期間内に本技術的援助業務を完了する見込みがないと認められるとき。

二　前号に掲げる場合のほか、本協定に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第15条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。

一　成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

二　受託者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本協定を締結した目的を達することができないとき。

四　成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本協定を締結した目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても本協定を締結した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六　第17条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。

七　本技術的援助業務委託契約の締結に当たり、本建設コンサルタント（共同企業体にあっては、その構成員をいう。）がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

イ　役員等（本建設コンサルタントが個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、本建設コンサルタントが法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営者が実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下同じ。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八　受託者が、前号イからホまでのいずれかに該当する者を本技術的援助業務委託契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条　第14条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前２条の規定による本協定の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第17条　受託者は、委託者が本協定に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条　前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前条の規定による本協定の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第19条　委託者は、本協定が本技術的援助業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分を完了認定の上、当該完了認定に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する本事業費を受託者に支払わなければならない。この場合における引渡しの手続については、第６条の規定を準用する。

２　前項の場合において、第５条の規定による前金払があったときは、当該前金払の金額を同項前段の既履行部分に相応する本事業費から控除する。この場合において、受領済みの前金払の金額になお余剰があるときは、受託者は、その余剰額を委託者に返還しなければならない。

（委託者の損害賠償請求等）

第20条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一　正当な理由なく、完了期限内に本技術的援助業務を完了することができないとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　前項各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

３　第１項第１号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、本事業費から既履行部分に相応する本事業費を控除した額につき、遅延日数に応じ、年●％の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第21条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。但し、当該各号に定める場合が本協定及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第17条の規定により本協定が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　本協定に基づく本事業費の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数

に応じ、年●%の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（秘密保持）

第22条　委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

２　委託者及び受託者は、本技術的援助業務の履行に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

（端数計算）

第23条　金銭の計算において、１円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

（協定の変更）

第24条　本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

（有効期間）

第25条　本協定は、第８条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

２　前項の規定にかかわらず、第10条第３項から第５項まで、第19条から第22条まで、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

（協議事項）

第26条　本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

____年____月____日

委託者　【住所】
【地方公共団体の名称】
代表者【役職】【氏名】（印）

受託者　【住所】
日本下水道事業団
代表者　理事長【氏名】（印）

（別記）
記載例

本技術的援助業務の対象及び範囲

１　本技術的援助業務の対象
（１）終末処理場、ポンプ場、管渠等
　　名　称
　　位　置【所在地】

２　本技術的援助業務の範囲
　●●計画（調査）
　●●計画（計画策定）

標　　準　　協　　定　　９－２

【地方公共団体の名称】公共下水道にかかる技術的援助に関する協定

【地方公共団体の名称】（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、市公共下水道にかかる技術的援助業務（以下「本技術的援助業務」という。）について、以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第1条　本協定は、委託者が本技術的援助業務を受託者に委託し、受託者は本技術的援助業務を受託することにより、その促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。
（技術的援助の委託）
第2条　委託者は、受託者に対し、本技術的援助業務を委託し、受託者は、本協定及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他内部規則に従い、本技術的援助業務を実施する。
２　前項の業務の委託の対象及びその内容は、別記のとおりとする。
（委託期間）
第3条　本技術的援助業務の委託期間は、●年●月●日から●年●月●日までとする。
２　前項の完了期限は、内容の変更等のやむを得ない場合には変更するものとし、かかる場合、委託者と受託者とが協議して変更後の完了期限を定めるものとする。
（事業費）
第4条　本技術的援助業務に係る費用（以下「本事業費」という。）は、金**, ***, ***円（うち消費税及び地方消費税の額*, ***, ***円）とする。
２　内容の変更等のやむを得ない場合には、委託者と受託者とが協議して、本事業費又は本技術的援助業務の対象又は範囲を変更するものとする。
（事業費の支払）
第5条　委託者は、受託者から本事業費に係る資金計画に基づいてなされた請求に従い、当該請求された金額を前金払の方法により支払うものとする。この場合において、委託者は当該請求の日から30日後の日までに受託者に支払うものとする。
２　前項の資金計画は、受託者が本事業費に係る資金計画を作成し、委託者と協議してこれを定める

ものとする。

（成果物の引渡し）

第6条　受託者は、本技術的援助業務の全部又は一部が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務引渡要領に従い、引継書を委託者に提出するとともに、本技術的援助業務に係る成果物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとする。

２　委託者は、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

（事業費の精算）

第7条　受託者は、本技術的援助業務が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。

（報告）

第8条　委託者は、本技術的援助業務の履行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（解除等）

第9条　委託者又は受託者は、相手方が本協定に違反したときは、本協定の解除及び損害の賠償を請求することができる。

（秘密保持）

第10条　委託者及び受託者は、本協定の履行に関して知り得た情報（但し、開示を受けた時点で既に秘密保持義務を負うことなく保有していた情報、開示を受けた時点で既に公知となっていた情報、開示を受けた後に自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報及び相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報を除く。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示してはならず、また、本協定の目的以外のために使用しないものとする。但し、自己の役職員、弁護士、会計士、税理士等の専門家又は本協定の履行に際して開示が合理的に必要とされる者に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合及び法令又は行政官庁若しくは裁判所の命令に基づき、合理的に必要な範囲で開示する場合を除く。

２　委託者及び受託者は、本技術的援助業務に関して受託者が委託者に対して提供する情報のうち、受託者が貸与情報として指定するものが、受託者が委託者に対し貸与するものであることを確認する。委託者は、受託者が定める貸与期間終了後速やかに、受託者に当該貸与情報を返還するものとする。

（端数計算）

第11条　金銭の計算において、１円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

（協定の変更）

第12条　本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

（有効期間）

第13条　本協定は、第７条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

２　前項の規定にかかわらず、第10条、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

（協議事項）

第14条　本協定に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

____年____月____日

委託者　【住所】
【地方公共団体の名称】
代表者　【役職】【氏名】　　(印)

受託者　【住所】
日本下水道事業団
代表者　理事長【氏名】　　(印)

（別記）
(記載例)

技術的援助業務の対象及び範囲

1　対象施設
（1）施設名称
所在地
（2）施設名称
所在地

2　対象範囲
・契約維持管理・現地指導（作成書類の点検、現地確認、月報の確認）
・維持管理修繕に関する助言

標　準　協　定　9－3

【地方公共団体の名称】公共下水道にかかる技術的援助（AMDBの利用）に関する協定

【地方公共団体の名称】(以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。)とは、市公共下水道にかかる技術的援助(アセットマネジメントデータベース(以下「AMDB」という。）の使用について以下のとおりこの協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、委託者は本協定の締結により、別添「AMDB利用規約」に同意したものとする。

（目的）
第1条　本協定は、委託者が、【地方公共団体の名称】公共下水道の整備に関し、事業の一部を受託者に委託することによりその促進を図り、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。
（技術的援助の委託）
第2条　委託者は、受託者に対し、本技術的援助（AMDBの使用）に関する業務（以下「本技術的援助業務」という。）を委託し、受託者は、本協定その他関係法令及び受託者が定める日本下水道事業団会計規程その他の内部規則に従い、本技術的援助業務を履行するものとする。

２　受託者が行う本技術的援助業務の対象及び範囲は、別記のとおりとする。

（委託期間）

第3条　本技術的援助業務の委託期間は、●年●月●日から●年●月●日までとする。

（事業費）

第4条　本技術的援助業務に係る費用（以下「本事業費」という。）は、金**, ***, ***円（うち消費税及び地方消費税の額*, ***, ***円）とする。

（事業費の支払）

第5条　委託者は、受託者から本事業費に係る資金計画に基づいてなされた請求に従い、当該請求された金額を前金払の方法により支払うものとする。この場合において、委託者は当該請求の日から30日後の日までに受託者に支払うものとする。

（報告）

第6条　委託者は、本技術的援助業務の履行に関し必要があると認めるときは、受託者に対し、客観的に合理的と認められる範囲かつ方法により、報告を求めることができる。

（解除等）

第7条　委託者又は受託者は、相手方が本協定又はＡＭＤＢ利用規約に違反したときは、本協定の解除及び損害の賠償を請求することができる。

（事業費の精算）

第8条　受託者は、本技術的援助業務が完了したときは、受託者が定める日本下水道事業団受託業務精算事務処理要領に従い、本事業費に係る精算を行うものとする。

（端数計算）

第9条　金銭の計算において、１円未満の端数があるときは、その端数については、切り捨てるものとする。

（協定の変更）

第10条　本協定に規定する事項を変更する場合には、委託者と受託者との間で変更協定を締結するものとする。

（有効期間）

第11条　本協定は、第８条に基づく精算が完了する日（但し、本協定が解除された場合には、当該解除の日）まで効力を有する。

２　前項の規定にかかわらず、本条及び次条の規定は、引き続き効力を有する。

（協議事項）

第12条　本協定及びＡＭＤＢ利用規約に定めのない事項については、法令及び本協定の趣旨に従い、委託者と受託者とが誠実に協議して定める。本協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

____年____月____日

委託者　【住所】
【地方公共団体の名称】
代表者　【役職】【氏名】　　(印)

受託者　【住所】
日本下水道事業団
代表者　理事長【氏名】　　(印)

（別記）
(記載例)

技術的援助業務の対象及び範囲

１　対象施設
（１）施設名称
　　所在地
（２）施設名称
　　所在地

２　対象範囲
　別添「AMDB 利用規約」第４条　第一号・第二号に規定する業務　一式
　[注]「AMDB 利用規約」第４条のうち該当する業務範囲（第一号又は第二号）を選択し、該当しない方を削除。

6-2　委託協定補足説明事項書　業務委託を伴う技術的援助協定用

技術的援助委託協定補足説明事項書

この「技術的援助委託協定補足説明事項書」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定９(技術的援助標準協定)」とあわせて内容をご確認ください。
なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「ＪＳ」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

１．委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

ＪＳと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。

委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており(コンメンタール民法)、技術的援助の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からＪＳに委託された技術的援助等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。ただ下水道施設の技術的援助に関し成果物を完了させ引き渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。

また委託協定は、ＪＳの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とＪＳは対等な立場で締結することとしています。

(2) 技術的援助協定の協定締結方法

技術的援助協定は、技術的援助を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を１回締結することになります。なお、同一年度に複数の技術的援助をまとめて１本の協定とすることもできなくはありません。

２．技術的援助の委託（標準協定２条関係）

(1) 受託者(ＪＳ)が行う業務内容

技術的援助について、ＪＳは下水道法及びＪＳ内部規定に基づいて、その委託の範囲内において発注から、設計管理、検査までを実施することとしています。

(2) 会計検査院の検査

ＪＳに委託した技術的援助における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、ＪＳが受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます（日本下水道事業団法第 47 条)。

○日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）（抄）
（会計検査院の検査）
第 47 条　会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

(3) 指名停止業者の対応

ＪＳが技術的援助を実施するための発注業務等に関する全ての事務は、委託団体とは独立してＪＳの会計規程等に基づき行われますが、指名停止業者の取扱いについては、委託団体から文書による要請を受けることもできます。要請事項がある場合は、入札公告資料に反映させる必要があるため、本協定締結時までに要請願います。

(例)委託団体及び委託団体の属する都道府県が指名停止を行っている業者を契約の相手方として選定しないこと。

３．完了期限（標準協定３条関係）

(1) 適切な期間設定

入札不調対策として、技術的援助内容に応じた適切な設計期間の設定が重要です。過度に短い期間のみならず、内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる期間は入札不調に繋がります。

このため、状況に応じて技術的援助発注前に繰越（翌債）措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

(2) 技術的援助が期限内に完了しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ｱ)完了期限を変更する協定を締結する、(ｲ)完了期限内に完了させるため、技術的援助の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えられます。

(3) 完了期限を変更する場合の留意点

完了予定が本協定どおりにいかないことがあり得ます。主な原因としては、設計内容の変更、入札の不調・不落による技術的援助の遅れ、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完了期限内に完了しないと認められるに至ったときは、本協定第３条第３項の規定により、委託団体とＪＳが協議して、この協定を変更することになります。

４．事業費（標準協定４条関係）

(1) 事業費の算定及び変更

入札の不調・不落、業務委託契約後の設計内容の変更等により業務委託料が増加することが起こり、実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

なお、技術的援助中に図書等の変更が行われ、技術的援助に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることもあります。

(2) 繰越措置の実施

止むを得ず年度内に完了できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(3) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

５．事業費の支払（標準協定５条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、ＪＳの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、ＪＳが委託団体に協議した資金計画に基づき、ＪＳから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がＪＳに支払うものとしています。

①ＪＳの支払いの原因となる事実

ＪＳと受注者との(ｱ)技術的援助業務委託契約の締結、(ｲ)技術的援助業務委託契約に基づく受注者からの前金払の請求、(ｳ)完成（完了）検査です。これによりＪＳは受注者に対し、(ｲ)前払金、(ｳ)完了払金を支払う必要が生じます。

②費用の請求時期と納期

ＪＳの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から 30 日以内に支払をしていただきます。完了検査時の請求については検査日決定後、前年度が繰越となった場合には繰越等完了後、管理諸費の請求については原則として年２回（受注者との契約時期によっては年１回）行います。

③前金払

ＪＳが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、ＪＳから受注者へ

の委託代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、ＪＳが受注者に支払う業務委託費の直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、ＪＳと受注者との契約内容に基づき必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、管理諸費額の50%(端数処理によっては50%以内)を前金払いの請求時期に請求し、残額については完了払い請求時に請求することとしています。ただし、前金払いの請求がない場合は、まとめて請求することとしています。

この管理諸費については、当該技術的援助業務が繰越となったとしても、当該事業年度内に支払いいただくことが標準協定第５条第２号に明記しています。

６．成果物の引渡し等（標準協定６条関係）

(1) 完成認定の実施方法

ＪＳが受注者へ発注した際の検査事務は、第２条第２項第３号に基づき、ＪＳが行いますが、原則として同日付で委託団体への引渡しを申し出ます。委託団体はＪＳから申し出があったときは、引渡しを受けなければなりません。委託団体が引渡しを受けることにより、なお、委託団体への引渡しまでは、ＪＳが契約不適合責任請求権を保有することになります。

(2) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、ＪＳから引渡しを受けた後は、直接受注者に追完請求等の契約不適合責任に基づく請求権上の権利を行使することとなります。ただし、委託団体では契約不適合の判断が技術的に困難であるなど、委託団体で不具合の修正等を受注者に直接請求することが難しい場合は、ＪＳの総合事務所等に必要に応じて相談することも可能です。

７．著作権の譲渡（標準協定７条関係）

(1) ＪＳが成果物を引渡す際、当該成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合も、委託団体に引き渡すことが明記されています。委託団体は著作権を含む成果物の内容を公表する際は、ＪＳの承諾を得てからのみ公表できると規定しています。

８．事業費の精算（標準協定８条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく技術的援助の全てが完了した後（事業費の一部を繰り越した場合は、繰り越し完了後）に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書(公印省略)により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

(2) 差額の精算

収納済額（受託収入）が精算額（建設コンサルタントとの技術的援助業務委託契約費＋管理諸費）を上回る差額が生じた場合、年度完了精算報告書に基づきその差額分を還付することになります。この場合、本協定第４条の事業費を精算金額と同額とする協定変更を行うこととなります。

９．建設コンサルタントとの業務委託契約等（標準協定10条関係）

(1) 業務委託契約に関する概要通知

建設コンサルタントとの間で業務委託契約を締結したときは、業務委託契約に関する概要として業務委託契約概要書（業務委託契約名、契約年月日、業務委託契約期間、受注者名、契約金額等を記載）を理事長名の文書（公印省略）によりメール等で通知します。

(2) 違約金の率

本協定第10条第２項第１号の入札談合があったときの違約金の率については、委託団体の意向を確認して定めます。なお、委託団体との協議で違約金の率を定めない場合は、同号を削除します。

(3) 遅延利息の率

本協定第10条第２項第２号の契約建設コンサルタントが違約金をＪＳが指定する期間内に支払わ

ない場合の遅延利息の率については、委託団体の意向を確認して定めます。これを受けてＪＳが契約建設コンサルタントと締結する業務委託契約書には、当該技術的援助に係る協定で定めた遅延利息率を記載することとしています。

○政府契約の支払い遅延防止等に関する法律　（昭和 24 年法律第 256 号）（抄）
（支払遅延に対する遅延利息の額）
第８条　国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
２　前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

10. 秘密保持（標準協定 22 条関係）

(1) 貸与情報の貸与

ＪＳ保持する秘密情報が含まれる場合については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に総合事務所長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

6-3　委託協定補足説明事項書　業務委託を伴わない技術的援助協定用

技術的援助委託協定補足説明事項書

この「技術的援助委託協定補足説明事項書」には、協定締結に際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「標準協定９－２(技術的援助標準協定)」とあわせて内容をご確認ください。
なお、本事項書に定めるもので日本下水道事業団法に基づいて行う行為については、日本下水道事業団（以下「ＪＳ」という。）が責任をもって対応しますが、他法令に基づいて行う行為については、委託団体において関係法令（補助金適正化法等）等に則り適切に対応願います。

１．委託協定の基本的な考え方

(1) 委託協定に関する主な性格

ＪＳと地方公共団体の間で締結する委託協定は、委任契約に該当するものと考えます。
委任契約とは「事務の処理を委託する契約」であると解されており(コンメンタール民法)、技術的援助の施行等は「事務の処理」に当たり、委託団体からＪＳに委託された技術的援助等について善良なる管理者の注意（善管注意義務）をもって、誠実に履行する義務を負うものと解しています。ただ下水道施設の技術的援助に関し成果物を完了させ引き渡すことではなく、誠実に事務を処理することそのものに義務を負うものであることに留意してください。
また委託協定は、ＪＳの業務が下水道管理者としての地方公共団体の業務の代行・支援であることから、強い信頼関係を前提とした委任契約の性格・内容を基本とし公的団体の間での基本的事項を取り決めており、委託団体とＪＳは対等な立場で締結することとしています。

(2) 技術的援助協定の協定締結方法

技術的援助協定は、技術的援助を発注する年度毎に締結することとしており、当該年度限りの発注であれば、本協定を１回締結することになります。なお、同一年度に複数の技術的援助をまとめて１本の協定とすることもできなくはありません。

２．技術的援助の委託（標準協定２条関係）

(1) 受託者(ＪＳ)が行う業務内容

技術的援助について、ＪＳは下水道法及びＪＳ内部規定に基づいて、その委託の範囲内において発注から、設計管理、検査までを実施することとしています。

(2) 会計検査院の検査

ＪＳに委託した技術的援助における会計検査院の検査については、委託団体が一般的に受検する都道府県単位での受検と異なり、ＪＳが受検することとなっており、委託団体が他の事業で受ける会計検査とは別の機会に行われます（日本下水道事業団法第 47 条)。

○日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）（抄）
（会計検査院の検査）
第 47 条　会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

３．委託期間（標準協定３条関係）

(1) 適切な期間設定

適正な業務執行の観点から、委託内容に関係なく一律年度末に設定する等長すぎる期間の設定は控えてください。
また、状況に応じて繰越(翌債)措置及び協定期限の延長等の対応をお願いすることがあります。

(2) 技術的援助が期限内に完了しないと認められるに至ったときは、その原因及び対応を速やかに委託団体に説明し、協議を行います。その場合は、(ｱ)完了期限を変更する協定を締結する、(ｲ)完了期限内に完了させるため、技術的援助の内容及び範囲を変更する協定を締結する等の措置が考えら

れます。

(3) 完了期限を変更する場合の留意点

完了予定が本協定どおりにいかないことがあり得ます。主な原因としては、業務内容の見直し・変更、補助金・交付金の配布状況等が考えられます。完了期限内に完了しないと認められるに至ったときは、本協定第３条第３項の規定により、委託団体とＪＳが協議して、この協定を変更することになります。

４．事業費（標準協定４条関係）

(1) 事業費の算定及び変更

業務内容の見直し・変更等により実施途中での協定変更への協議を行うことがあります。事象発生の際には速やかに説明を行うこととしています。

なお、技術的援助中に図書等の変更が行われ、技術的援助に要する事業費が変わった場合、実施途中での協定金額の変更が生じることもあります。

(2) 繰越措置の実施

止むを得ず年度内に完了できない場合、繰越等の適切な措置を執らないと補助金の交付決定取消処分を受けることがあるため、委託団体は、法令に則った適切な措置が必要です。その際は、事前に繰越額に関する説明を行うこととしています。

(3) 事業費を変更したときの予算措置

委託協定の変更に伴い事業費の額を増減させる場合には、委託団体において、それに見合う歳出予算の計上その他の予算措置が必要となります。

５．事業費の支払（標準協定５条関係）

(1) 事業費の支払方法

事業費の支払いについては、ＪＳの支払いの原因となる事実が発生した場合、又は発生することが明らかになった場合、費用の請求時期と納期についてその都度、ＪＳが委託団体に協議した資金計画に基づき、ＪＳから請求された金額を、前金払の方法により、委託団体がＪＳに支払うものとしています。

①費用の請求時期と納期

ＪＳの支払の原因となる事実が発生又は発生が明らかになった都度、当該費用に係る資金計画について協議して必要な費用を請求しており、請求日から 30 日以内に支払をしていただきます。完了検査時の請求については検査日決定後、前年度が繰越となった場合には繰越等完了後、管理諸費の請求については原則として年１回行います。

②前金払

ＪＳが委託団体に請求するすべての所要金額は「前金払」となります。これは、ＪＳから受注者への委託代金の円滑な支払に資するものです。

(2) 請求額の算定方法について

請求額は、直接費と間接費（＝管理諸費）の合計額となります。直接費は、必要額を算定します。

また、間接費（＝管理諸費）は、は完了払い請求時に請求することとしています。

６．成果物の引渡し等（標準協定６条関係）

(1) 完成認定の実施方法

委託団体はＪＳから申し出があったときは、引渡しを受けなければなりません。

(2) 契約不適合責任に基づく請求権の行使

委託団体は、ＪＳから引渡しを受けた後は、ＪＳに対し契約不適合に基づく請求権を保有することになります。

８．事業費の精算（標準協定７条関係）

(1) 事業費の精算時期

事業費の精算は、受託業務精算事務処理要領に基づき、本協定に基づく技術的援助の全てが完了した後（事業費の一部を繰り越した場合は、繰り越し完了後）に行われます。すなわち、委託団体から受託業務に係る資金の最終の支払いが終了し、かつ当該受託業務が完了したときは、年度完了精算報告書(公印省略)により、委託団体に対し事業費の精算を行います。

９．秘密保持（標準協定 10 条関係）

(1) 貸与情報の貸与

ＪＳ保持する秘密情報が含まれる場合については、貸与情報に該当するため、委託団体からの貸与依頼に基づき貸与期間を定め第三者への非開示を条件に総合事務所長名の文書（公印省略）を付して貸与します。

事業団の受託協定等に関する担当部署

建設工事

業務内容	担当部署	電話番号
協定案文の事前協議・協定案文送付・協定締結・協定書受理	総合事務所　総務・協定課	東日本設計センター 03-3818-1448 西日本設計センター 06-7661-1227 北海道総合事務所 011-222-5531 東北総合事務所 022-221-1350 関東・北陸総合事務所 03-3818-1211 東海総合事務所 052-886-0301 近畿総合事務所 06-7661-1222 中国・四国総合事務所 086-244-7331 九州総合事務所 093-583-3191
工事請負契約の概要通知	総合事務所　総務・協定課	
建設工事の施行に必要な行政庁への手続き分担の協議	総合事務所　施工管理課 設計センター	
施工管理	総合事務所　施工管理課	
資金計画の作成及び協議・資金請求	総合事務所　総務・協定課	
協定条項の疑義に関する協議 協定に定めのない事項に関する協議	総合事務所　総務・協定課	
完成認定の立会い･引継書による工事目的物の引渡し・引受書受理	総合事務所　施工管理課 総合事務所　総務・協定課	
年度終了報告書・年度完了精算報告書の送付	総合事務所　総務・協定課	
契約不適合責任に基づく請求権の引渡し･引受書の受理	総合事務所　総務・協定課	

調査・計画、実施設計

業務内容	担当部署	電話番号
協定案文の事前協議・協定案文送付・協定締結・協定書受理	総合事務所　総務・協定課	東日本設計センター 03-3818-1448 西日本設計センター 06-7661-1227 北海道総合事務所 011-222-5531 東北総合事務所 022-221-1350 関東・北陸総合事務所 03-3818-1211 東海総合事務所 052-886-0301 近畿総合事務所 06-7661-1222 中国・四国総合事務所 086-244-7331 九州総合事務所 093-583-3191
設計業務委託契約の概要通知	総合事務所　総務・協定課	
資金計画の作成及び協議・資金請求	総合事務所　総務・協定課	
協定条項の疑義に関する協議 協定に定めのない事項に関する協議	総合事務所　総務・協定課	
業務に係る成果物の引渡し	設計センター	
引継書の送付及び契約不適合責任に基づく請求権の引渡し・引受書受理	総合事務所　総務・協定課	
年度終了報告書・年度完了精算報告書の送付	総合事務所　総務・協定課	